岐阜県指定管理者制度
運用ガイドライン

令和８年４月

岐阜県総務部管財課

＜沿 革＞

平成２３年	３月３０日	制定	総務部行政改革課
平成２３年	４月　１日	改訂	総務部管財課へ所管変更
平成２３年１１月	８日	改訂	
平成２４年	４月　１日	改訂	
平成２５年	４月　１日	改訂	
平成２６年	４月　１日	改訂	
平成２７年	４月　１日	改訂	
平成２８年	４月　１日	改訂	
平成２９年	４月　１日	改訂	
平成３０年	４月　１日	改訂	
平成３１年	４月　１日	改訂	
令和　２年	４月　１日	改訂	
令和　３年	４月　１日	改訂	
令和　４年	４月　１日	改訂	
令和　５年	４月　１日	改訂	
令和　６年	４月　１日	改訂	
令和　７年	４月　１日	改訂	
令和　８年	４月　１日	改訂	

目　　次

第１　ガイドラインの目的 １

第２　指定管理者制度の概要及び本県における導入の考え方 １
　１　指定管理者制度の概要 １
　　（１）　指定管理者制度の趣旨及び本県の導入状況 １
　　（２）　指定管理者制度の基本的事項 ５
　２　本県における指定管理者制度導入の考え方 ５
　　（１）　公の施設の管理形態の選択について ５
　　（２）　指定管理者の募集について ６
　　（３）　指定管理者の指定の期間について ６
　　（４）　申請資格について ７

第３　指定管理者制度に関する事務の流れ ８

第４　指定管理者の募集 ９
　１　募集要項 ９
　　（１）　指定管理者が行う業務の範囲 １０
　　（２）　県と指定管理者とのリスク分担 １１
　　（３）　指定管理者が行う業務に要する経費等 １２
　　（４）　募集から決定までのスケジュール １２
　　（５）　審査方法及び審査基準 １２
　　（６）　公租公課の取扱い １３
　２　専門家、利用者、地元関係者等からの意見聴取 １４
　３　総務部への事前協議制 １４
　４　指定管理者の募集 １４
　　（１）　募集期間 １４
　　（２）　募集内容の周知 １４
　　（３）　現地説明会 １４
　　（４）　応募に関する質問の受付等 １５
　　（５）　申請書類の提出方法等 １５
　５　申請書類の取扱い １５

第５　指定管理者候補者の選定 １６
１　指定管理者候補者の選定に関する審査手続 １６
２　事前審査 １７
（１）　形式審査 １７
（２）　内容審査 １７
３　県指定管理者制度等運用委員会による審査 １７
（１）　県指定管理者制度等運用委員会の設置 １７
（２）　申請団体との間に利害関係が認められる委員の扱い １８
（３）　審査 ２０
（４）　審査結果の報告 ２３
（５）　制度等運用委員会に係る情報公開等 ２３
（６）　特定者指名により指定管理者を募集する場合の審査の特例 ２４
（７）　委員の守秘義務 ２４
４　優先交渉権者等又は指定管理者候補予定者の決定 ２４
５　細目協議及び指定管理者候補者の決定 ２４
６　申請資格の喪失 ２５

第６　指定管理者の指定及び協定の締結 ２６
１　指定管理者の指定 ２６
（１）　指定管理者の指定の議決等 ２６
（２）　指定管理者の指定 ２６
２　協定の締結 ２６

第７　指定管理者による管理の開始 ２７
１　指定管理者による適正な管理運営 ２７
（１）　不当な利用拒否・差別的取扱いの禁止 ２７
（２）　第三者への委託 ２７
（３）　個人情報保護 ２７
（４）　情報公開 ２７
（５）　不服申立て ２７
２　指定管理者に対する監督・評価 ２８
（１）　指定管理者に対する監督 ２８
（２）　利用者等の意見の把握 ２８
（３）　専門家等による評価 ２８
３　指定管理者に対する監査 ２９

参考資料

＜関係法令＞

○　地方自治法第２編第１０章 ３１

＜総務省通知＞

○　地方自治法の一部を改正する法律の公布について ３３
（平成15年7月17日付け総行行第87号総務省自治行政局長通知）

○　指定管理者制度の導入に伴う事業所税の取扱いについて ３７
（平成17年11月14日付け総税市第59号総務省自治税務局市町村税課長通知）

○　指定管理者制度の運用について ３８
（平成19年1月31日付け総行行第15号総務省自治行政局長通知）

○　指定管理者制度の運用について ３９
（平成22年12月28日付け総行経第38号総務省自治行政局長通知）

○　消費税率（国・地方）の引上げに伴う公の施設の使用料・利用料金等の対応について..... ４１
（平成２５年１２月４日付け総行行第１９８号、総行経第２８号総務省自治行政局行政課長通知、総務省自治行政局行政経営支援室長通知）

○　大規模地震に係る災害発生時における避難所運営を想定した指定管理者制度の運用について（通知）..... ４３
（平成２９年４月２５日付け総行経第２５号、総務省自治行政局長通知）

＜県条例・規則・要綱＞

○　岐阜県附属機関設置条例 ４５

○　岐阜県指定管理者制度等運用委員会規則 ４６

○　岐阜県指定管理者事前審査会設置要綱 ４８

○　指定管理者の指定に係る暴力団排除に関する措置要綱 ４９

○　暴排措置に係る照会手続等に関する要綱 ５１

第１　ガイドラインの目的

このガイドラインは、本県が設置する公の施設に地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２の規定に基づく指定管理者制度を導入するに当たっての事務手続及びその導入後の運用に関する基本的事項を定めることにより、指定管理者の指定手続の公平性及び透明性を確保するとともに、その導入する施設の設置目的をより効果的かつ効率的に達成し、提供する県民サービスの質の向上に資することを目的としています。

第２　指定管理者制度の概要及び本県における導入の考え方

１　指定管理者制度の概要

（１）　指定管理者制度の趣旨及び本県の導入状況

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的として、平成１５年の地方自治法改正により導入された制度です。

ここにいう「公の施設」とは、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設をいい（地方自治法第２４４条第１項）、その設置及び管理に関する事項は条例で定めなければならないこととされ（同法第２４４条の２第１項）、本県では、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和３９年岐阜県条例第１号）その他公の施設ごとに制定されたその設置及び管理に関する個別の条例（以下「設置管理条例」といいます。）に、それぞれ必要な事項が定められています。

県をはじめ普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体を指定管理者として指定し、その施設の管理を行わせることができるものとされていることから（同条第３項）、本県においても、その必要があると判断した施設については設置管理条例に所要の事項を規定し、指定管理者による公の施設の管理を実施しているところです。

なお、本県が設置する公の施設及びそれぞれの施設への指定管理者制度の導入状況については、次の表のとおりです。

＜指定管理者制度を導入している公の施設＞

（４６施設）

指定期間終了年度	所管部局		施設の名称	設置場所	募集方法	指定管理者の名称	指定の期間
Ｒ８（5施設）	健康福祉部	障害福祉課	岐阜県聴覚障害者情報センター	岐阜市	特定者指名	一般社団法人岐阜県聴覚障害者協会	R04.04.01 ～ R09.03.31 ５年
	商工労働部	航空宇宙産業課	岐阜かかみがはら航空宇宙博物館	各務原市	特定者指名	公益財団法人岐阜かかみがはら航空宇宙博物館	R04.04.01 ～ R09.03.31 ５年
	観光文化スポーツ部	文化創造課	ＯＫＢふれあい会館	岐阜市	公　募	ふれあいファシリティズ	R04.04.01 ～ R09.03.31 ５年
			飛騨・世界生活文化センター	高山市	公　募	飛騨コンソーシアム	R03.04.01 ～ R09.03.31 ６年
		地域スポーツ課	岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場	恵那市	特定者指名	恵那市	R04.04.01 ～ R09.03.31 ５年
Ｒ９（5施設）	子ども・女性部	子ども家庭課	岐阜県立白鳩学園	恵那市	特定者指名	社会福祉法人岐阜県福祉事業団	R08.04.01 ～ R10.03.31 ２年
	観光文化スポーツ部	地域スポーツ課	岐阜メモリアルセンター	岐阜市	特定者指名	公益財団法人岐阜県スポーツ協会	R05.04.01 ～ R10.03.31 ５年
			新日本ガス球技メドウ	岐阜市			
			岐阜県スポーツ科学センター	岐阜市、下呂市			
	農政部	里川・水産振興課	清流長良川あゆパーク	郡上市	特定者指名	郡上市	R05.04.01 ～ R10.03.31 ５年
Ｒ１０（6施設）	環境エネルギー生活部	自然環境課	岐阜県中部山岳国立公園乗鞍鶴ヶ池駐車場	高山市	公　募	乗鞍国際観光株式会社	R06.04.01 ～ R11.03.31 ５年
			中部山岳国立公園奥飛騨ビジターセンター	高山市	特定者指名	一般財団法人飛騨山脈ジオパーク推進協会	R06.07.01 ～ R11.03.31 ４年９月
	商工労働部	産業デジタル推進課	テクノプラザものづくり支援センター	各務原市	特定者指名	株式会社ブイ・アール・テクノセンター	R06.04.01 ～ R11.03.31 ５年
	観光文化スポーツ部	文化創造課	ぎふ清流文化プラザ	岐阜市	特定者指名	公益財団法人岐阜県教育文化財団	R06.04.01 ～ R11.03.31 ５年
		地域スポーツ課	岐阜県長良川スポーツプラザ	岐阜市	公　募	株式会社技研サービス	R06.04.01 ～ R11.03.31 ５年
	都市建築部（リニア未来都市局）	公園緑地課	世界淡水魚園水族館（水族館の区域を除く。）	各務原市	特定者指名	株式会社オアシスパーク	R04.04.01 ～ R11.03.31 ７年
Ｒ１１（4施設）	商工労働部	産業デジタル推進課	ソフトピアジャパンセンター	大垣市	公　募	伊藤忠アーバンコミュニティ・グループ	R07.04.01 ～ R12.03.31 ５年
	都市建築部	住宅課	県営住宅ソピア・フラッツ	大垣市			
	都市建築部（リニア未来都市局）	公園緑地課	ぎふワールド・ローズガーデン	可児市	公　募	ぎふＷＲＧマネジメントグループ	R05.04.01 ～ R12.03.31 ７年
			各務原公園	各務原市	公　募	株式会社技研サービス	R07.04.01 ～ R12.03.31 ５年
Ｒ１２（22施設）	環境エネルギー生活部	自然環境課	岐阜県東海自然歩道関ケ原ビジターセンター	関ケ原町	特定者指名	関ケ原町	R08.04.01 ～ R13.03.31 ５年
	健康福祉部	健康福祉政策課	岐阜県福祉・農業会館	岐阜市	公　募	株式会社三和サービス	R08.04.01 ～ R13.03.31 ５年
		高齢福祉課	岐阜県立寿楽苑	岐阜市	特定者指名	社会福祉法人岐阜県福祉事業団	R08.04.01 ～ R13.03.31 ５年
			岐阜県立飛騨寿楽苑	飛騨市	特定者指名	社会福祉法人岐阜県福祉事業団	R08.04.01 ～ R13.03.31 ５年
		障害福祉課	岐阜県立陽光園	美濃市	特定者指名	社会福祉法人岐阜県福祉事業団	R08.04.01 ～ R13.03.31 ５年
			岐阜県立三光園	山県市	特定者指名	社会福祉法人岐阜県福祉事業団	R08.04.01 ～ R13.03.31 ５年
			岐阜県立サニーヒルズみずなみ	瑞浪市	特定者指名	社会福祉法人岐阜県福祉事業団	R08.04.01 ～ R13.03.31 ５年
			岐阜県立幸報苑	山県市	特定者指名	社会福祉法人岐阜県福祉事業団	R08.04.01 ～ R13.03.31 ５年
			岐阜県立ひまわりの丘	関市	特定者指名	社会福祉法人岐阜県福祉事業団	R08.04.01 ～ R13.03.31 ５年
			岐阜県立みどり荘	岐阜市	特定者指名	社会福祉法人岐阜県福祉事業団	R08.04.01 ～ R13.03.31 ５年
			岐阜県立はなの木苑	土岐市	特定者指名	社会福祉法人岐阜県福祉事業団	R08.04.01 ～ R13.03.31 ５年
			岐阜県福祉友愛プール	岐阜市	特定者指名	一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会	R08.04.01 ～ R13.03.31 ５年
			岐阜県福祉友愛アリーナ	岐阜市			
	子ども・女性部	男女共同参画推進課	岐阜県立千草寮	岐阜市	特定者指名	社会福祉法人岐阜県福祉事業団	R08.04.01 ～ R13.03.31 ５年
	商工労働部	地域産業課	セラミックパークＭＩＮＯ	多治見市	特定者指名	公益財団法人セラミックパーク美濃	R08.04.01 ～ R13.03.31 ５年
	観光文化スポーツ部	文化伝承課	岐阜県先端科学技術体験センター	瑞浪市	公　募	トータルメディア中電クラビス科学サービス	R08.04.01 ～ R13.03.31 ５年
		地域スポーツ課	ＯＫＢぎふ清流アリーナ	岐阜市	公　募	岐阜アリーナ運営共同体	R08.04.01 ～ R13.03.31 ５年
			川崎重工ホッケースタジアム	各務原市	特定者指名	各務原市	R08.04.01 ～ R13.03.31 ５年
			岐阜県川辺漕艇場	川辺町	特定者指名	川辺町	R08.04.01 ～ R13.03.31 ５年
	農政部	畜産振興課	岐阜県東濃牧場	恵那市	特定者指名	一般社団法人岐阜県農畜産公社	R08.04.01 ～ R13.03.31 ５年
			岐阜県飛騨牧場	高山市	特定者指名	一般社団法人岐阜県農畜産公社	R08.04.01 ～ R13.03.31 ５年
	県土整備部	砂防課	岐阜県さぼう遊学館	海津市	特定者指名	海津市	R08.04.01 ～ R13.03.31 ５年
Ｒ１３（3施設）	都市建築部（リニア未来都市局）	公園緑地課	養老公園	養老町	公　募	イビデングリーンテック株式会社	R04.04.01 ～ R14.03.31 １０年
			岐阜県百年公園	関市	公　募	昭和造園土木株式会社	R07.04.01 ～ R14.03.31 ７年
			ぎふ清流里山公園	美濃加茂市	公　募	里山賑わい創出グループ	R07.04.01 ～ R14.03.31 ７年
その他	都市建築部（リニア未来都市局）	公園緑地課	世界淡水魚園水族館	各務原市	特定者指名	株式会社江ノ島マリンコーポレーション	H16.07.14 ～ R16.03.31 29年９月

＜指定管理者制度を導入していない公の施設＞

（１２９施設）

所管部局		施設の名称	設置場所	摘要
危機管理部	防災課	岐阜県防災交流センター	岐阜市	
		岐阜県広域防災センター	各務原市	
健康福祉部	医療福祉連携推進課	岐阜県立衛生専門学校	岐阜市	
		岐阜県立多治見看護専門学校	多治見市	
		岐阜県立下呂看護専門学校	下呂市	
		岐阜県立希望が丘こども医療福祉センター	岐阜市	
	健康推進課	南飛騨健康増進センター	下呂市	
	保健医療課	岐阜県精神保健福祉センター	岐阜市	
	障害福祉課	岐阜県身体障害者更生相談所	岐阜市	
		岐阜県知的障害者更生相談所	岐阜市	
		岐阜県発達障害者支援センター	岐阜市	
子ども・女性部	子ども家庭課	岐阜県立わかあゆ学園	大野町	
	男女共同参画推進課	岐阜県女性相談支援センター	岐阜市	
商工労働部	労働雇用課	国際たくみアカデミー職業能力開発短期大学校	美濃加茂市	
		国際たくみアカデミー職業能力開発校	美濃加茂市	
		木工芸術スクール	高山市	
		岐阜県障がい者職業能力開発校	岐阜市	
	産業デジタル推進課	情報科学芸術大学院大学	大垣市	
観光文化スポーツ部	観光企画課	岐阜関ケ原古戦場記念館	関ケ原町	
	文化伝承課	岐阜県美術館	岐阜市	
		岐阜県現代陶芸美術館	多治見市	
		岐阜県図書館	岐阜市	
		岐阜県博物館	関市	
		岐阜県高山陣屋	高山市	
農政部	農業経営課	岐阜県農業大学校	可児市	
	農産園芸課	岐阜県立国際園芸アカデミー	可児市	
林政部	林政課	岐阜県立森林文化アカデミー	美濃市	
	森林活用推進課	ぎふ木遊館	岐阜市	
都市建築部	下水道課	木曽川右岸流域下水道	岐阜市ほか９市町	
	住宅課	白木町住宅	岐阜市	公営住宅法による管理代行制度を導入
		近の島住宅	岐阜市	公営住宅法による管理代行制度を導入
		加野住宅	岐阜市	公営住宅法による管理代行制度を導入
		田神住宅	岐阜市	公営住宅法による管理代行制度を導入
		夕陽ヶ丘住宅	岐阜市	公営住宅法による管理代行制度を導入
		藤江住宅	大垣市	公営住宅法による管理代行制度を導入
		荒崎住宅	大垣市	公営住宅法による管理代行制度を導入
		赤保木住宅	高山市	公営住宅法による管理代行制度を導入
		旭ヶ丘住宅	多治見市	公営住宅法による管理代行制度を導入
		泉北住宅	土岐市	公営住宅法による管理代行制度を導入
		尾崎住宅	各務原市	公営住宅法による管理代行制度を導入
		宮代住宅	垂井町	公営住宅法による管理代行制度を導入
		北方住宅	北方町	公営住宅法による管理代行制度を導入
	水道企業課	東部広域水道事務所・山之上浄水場	美濃加茂市	
		東部広域水道事務所・中津川浄水場	中津川市	
		東部広域水道事務所・川合浄水場	可児市	
教育委員会	教育財務課	岐阜県立岐阜高等学校	岐阜市	
		岐阜県立岐阜北高等学校	岐阜市	
		岐阜県立長良高等学校	岐阜市	
		岐阜県立岐山高等学校	岐阜市	
		岐阜県立加納高等学校	岐阜市	
		岐阜県立羽島北高等学校	岐阜市	
		岐阜県立岐阜総合学園高等学校	岐阜市	
		岐阜県立岐阜城北高等学校	岐阜市	
		岐阜県立岐阜商業高等学校	岐阜市	
		岐阜県立岐南工業高等学校	岐阜市	
		岐阜県立華陽フロンティア高等学校	岐阜市	
		岐阜県立大垣北高等学校	大垣市	
		岐阜県立大垣南高等学校	大垣市	
		岐阜県立大垣東高等学校	大垣市	
		岐阜県立大垣西高等学校	大垣市	
		岐阜県立大垣商業高等学校	大垣市	
		岐阜県立大垣工業高等学校	大垣市	
		岐阜県立大垣桜高等学校	大垣市	
		岐阜県立斐太高等学校	高山市	
		岐阜県立飛騨高山高等学校	高山市	

所管部局		施設の名称	設置場所	摘要
教育委員会	教育財務課	岐阜県立高山工業高等学校	高山市	
		岐阜県立多治見高等学校	多治見市	
		岐阜県立多治見北高等学校	多治見市	
		岐阜県立多治見工業高等学校	多治見市	
		岐阜県立中津高等学校	中津川市	
		岐阜県立坂下高等学校	中津川市	
		岐阜県立中津商業高等学校	中津川市	
		岐阜県立中津川工業高等学校	中津川市	
		岐阜県立関高等学校	関市	
		岐阜県立関有知高等学校	関市	
		岐阜県立武義高等学校	美濃市	
		岐阜県立瑞浪高等学校	瑞浪市	
		岐阜県立羽島高等学校	羽島市	
		岐阜県立恵那高等学校	恵那市	
		岐阜県立恵那南高等学校	恵那市	
		岐阜県立恵那農業高等学校	恵那市	
		岐阜県立加茂高等学校	美濃加茂市	
		岐阜県立加茂農林高等学校	美濃加茂市	
		岐阜県立土岐紅陵高等学校	土岐市	
		岐阜県立土岐商業高等学校	土岐市	
		岐阜県立東濃フロンティア高等学校	土岐市	
		岐阜県立各務原高等学校	各務原市	
		岐阜県立各務原西高等学校	各務原市	
		岐阜県立岐阜各務野高等学校	各務原市	
		岐阜県立可児高等学校	可児市	
		岐阜県立可児工業高等学校	可児市	
		岐阜県立山県高等学校	山県市	
		岐阜県立吉城高等学校	飛騨市	
		岐阜県立飛騨神岡高等学校	飛騨市	
		岐阜県立本巣松陽高等学校	本巣市	
		岐阜県立郡上高等学校	郡上市	
		岐阜県立郡上北高等学校	郡上市	
		岐阜県立益田清風高等学校	下呂市	
		岐阜県立海津明誠高等学校	海津市	
		岐阜県立岐阜工業高等学校	笠松町	
		岐阜県立大垣養老高等学校	養老町	
		岐阜県立不破高等学校	垂井町	
		岐阜県立揖斐高等学校	揖斐川町	
		岐阜県立池田高等学校	池田町	
		岐阜県立岐阜農林高等学校	北方町	
		岐阜県立八百津高等学校	八百津町	
		岐阜県立東濃高等学校	御嵩町	
		岐阜県立東濃実業高等学校	御嵩町	
		岐阜県立岐阜盲学校	岐阜市	
		岐阜県立岐阜聾学校	岐阜市	
		岐阜県立長良特別支援学校	岐阜市	
		岐阜県立岐阜希望が丘特別支援学校	岐阜市	
		岐阜県立岐阜本巣特別支援学校	岐阜市	
		岐阜県立岐阜清流高等特別支援学校	岐阜市	
		岐阜県立大垣特別支援学校	大垣市	
		岐阜県立西濃高等特別支援学校	大垣市	
		岐阜県立飛騨特別支援学校	高山市	
		岐阜県立飛騨特別支援学校高山日赤分校	高山市	
		岐阜県立関特別支援学校	関市	
		岐阜県立中濃特別支援学校	関市	
		岐阜県立羽島特別支援学校	羽島市	
		岐阜県立恵那特別支援学校	恵那市	
		岐阜県立可茂特別支援学校	美濃加茂市	
		岐阜県立東濃特別支援学校	土岐市	
		岐阜県立飛騨吉城特別支援学校	飛騨市	
		岐阜県立郡上特別支援学校	郡上市	
		岐阜県立下呂特別支援学校	下呂市	
		岐阜県立海津特別支援学校	海津市	
		岐阜県立揖斐特別支援学校	揖斐川町	

（２） 指定管理者制度の基本的事項

指定管理者制度については、地方自治法に次のとおり定められています。なお、これらの事項のうち条例で定めるべきこととされているものについては、本県においても設置管理条例に必要な規定を置き、この制度の運用に当たっているところです。

ア　指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項については、その普通地方公共団体の条例に定めること（地方自治法第２４４条の２第４項）。

イ　指定管理者の指定は、期間を定めて行うこと（同条第５項）。

ウ　普通地方公共団体が指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、その普通地方公共団体の議会の議決を経なければならないこと（同条第６項）。

エ　指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、その施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならないこと（同条第７項）。

オ　普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」といいます。）をその指定管理者の収入として収受させることができること（同条第８項）。

なお、その利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者がその普通地方公共団体の承認を受けて定めるものとされていること（同条第９項）。

カ　普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、その管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができること（同条第１０項）。

また、普通地方公共団体は、指定管理者がその指示に従わないときその他その指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができること（同条第１１項）。

２　本県における指定管理者制度導入の考え方

（１） 公の施設の管理形態の選択について

公の施設を県が直営で管理するか、又は指定管理者制度等を導入するかについては、道路法、河川法、学校教育法等個別の法律による管理主体の制約状況を考慮するほか、その施設の性格、県民サービスの質の向上、業務の効率性、経費節減等の観点から幅広く検討を行い、最適な方法を選択することとします。

（２）　指定管理者の募集について

様々な経営資源や経営能力を有する団体が幅広く参加する中から、その公の施設の設置目的を達成するために最も効果的で効率的な管理を行うことができる団体を指定管理者として指定できるよう、指定管理者の募集は、公募によることを基本とします。

ただし、次に掲げる例示のように、特定の団体を指定管理者として選定することについて合理的な理由が認められる場合にあっては、公募によることなく、その団体のみから指定管理者の指定に係る申請を受ける方法（以下「特定者指名」といいます。）によることとします。

ア　本県と密接に連携して事業を展開する団体が、その事業と一体的に公の施設の管理運営を行うことにより、その施設の効用が最大限発揮される場合

イ　公共団体又は公共的団体が無償又は低額で公の施設の管理運営を行い、その施設の効用が十分に発揮される場合

（３）　指定管理者の指定の期間について

指定管理者の指定の期間について法令上特段の定めはなく、公の施設の効果的かつ効率的な管理の観点から、それぞれの施設の設置目的や実情等を勘案し、適切な期間を設定する必要があるものと考えられます。

そこで、本県では、競争性の確保と安定したサービスを提供する観点から、指定の期間を原則５年とします。

ただし、特別な事情が認められる施設にあっては、当該基準にかかわらず、それぞれの事情を考慮して適切な期間を設定することとします。

例えば・・・

○　ＰＦＩ事業により整備された公の施設について、その事業の選定事業者を指定管理者として指定する場合において、その事業の期間を指定の期間として設定するとき。

○　将来的にあり方の見直し等が見込まれる公の施設について、その見直し等が行われるまでの間を指定の期間として設定するとき。

（４）　申請資格について

指定管理者は法人その他の団体でなければならないこととされているため（地方自治法第２４４条の２第３項）、法人格を有しない団体であってもその指定に係る申請を行うことはできますが、個人はその申請を行うことができません。

また、複数の団体がグループを構成して申請することも認められます。

具体的な申請資格要件については、それぞれの公の施設について定める指定管理者の募集要項に記載するところによりますが、本県では次に掲げる事項を基本とし、施設の特性や地域の実情などを考慮して、適切な要件を設定します。グループで申請する場合には、その構成員であるすべての団体が当該申請資格要件を満たしていなければなりません。

ア　県税（地方消費税を除きます。）について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除きます。）がないこと。

イ　本県の区域内に事務所又は事業所を有する団体にあっては、消費税及び地方消費税について未納の税額（徴収猶予に係るものを除きます。）がないこと。

ウ　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４〔一般競争入札の参加者の資格〕の規定に該当し、又は本県において入札参加資格停止措置を受けている団体でないこと。

エ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含みます。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続が行われていないこと。

オ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団でないこと、又は当該暴力団若しくはその構成員（構成員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）と関係を有しないこと。

カ　前２年以内において、地方自治法第２４４条の２第１１項の規定による指定管理者の指定の取消しを受けていないこと。

キ　本県における指定管理者の指定に係る申請資格を喪失していないこと（２５ページ参照）。

ク　県職員（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第３条に規定する特別職（知事、副知事、議会の議員、地方自治法第１８０条の５に規定する委員会の委員及び監査委員に限ります。なお、委員会の委員については、その職務に関する施設及び指定管理業務に該当する場合に限る。）又は一般職にある本県の職員をいいます。）が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者又は支配人の地位にある団体でないこと。

ケ　本県の区域内に主たる事務所を置いていること（グループで申請する場合にあっては、その構成員の代表団体（当該グループの構成員のうち、出資の割合又はその施設の管理の業務に係る責任の程度が最大であるものをいいます。）が本県の区域内に主たる事務所を置いていること。）。

これらの要件は、申請時点から指定管理者の指定があるまで、継続的に満たしている必要があります。

なお、一の募集につき、一の団体が複数の申請（他の団体とグループを構成して申請する場合を含みます。）を行うことはできません。

第３　指定管理者制度に関する事務の流れ

指定管理者制度に関する事務は、おおむね以下のような流れで実施していきます。

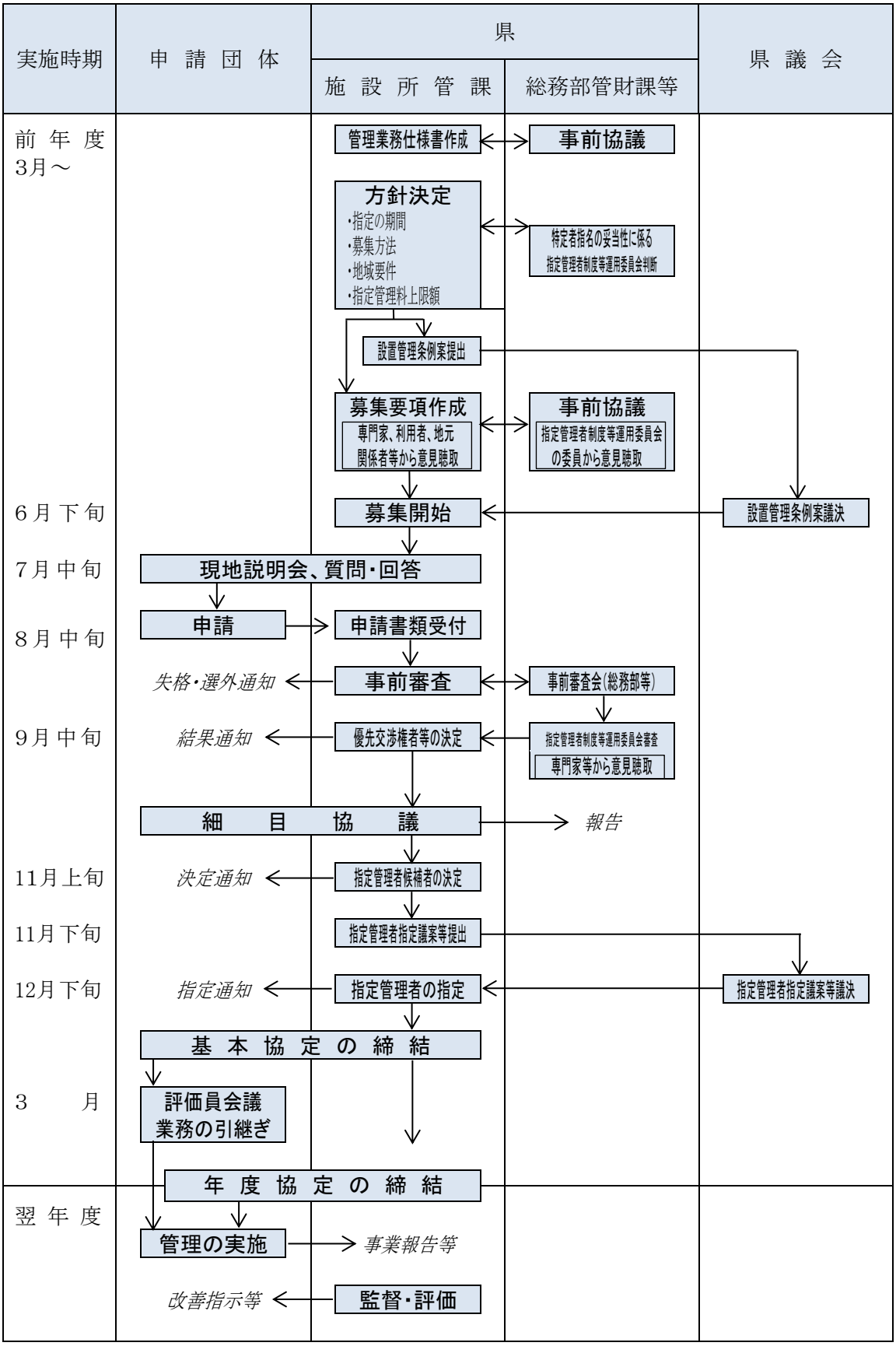

第４　指定管理者の募集

１　募集要項

指定管理者の募集に当たっては、公募又は特定者指名のいずれの方法によるかにかかわらず、施設を所管する県担当課において、その募集の内容、指定管理者候補者（本県が地方自治法第２４４条の２第３項の規定による指定管理者の指定をするため、同条第６項に規定する議会の議決を受けようとすることを決定した団体をいいます。）の選定手続等を記載した募集要項を作成します。

募集要項に定めるべき事項はそれぞれの施設の設置目的等により異なりますが、本県においては、次のような事項を記載することを標準とします。

第１　施設の概要
　１　名称
　２　所在地
　３　施設の設置目的
　４　沿革
　５　施設の内容
第２　募集の内容
　１　指定管理者が行う業務の範囲（自主事業に関する事項を含む。）
　２　指定管理者が行う管理の基準
　３　県と指定管理者とのリスク分担
　４　指定の期間
　５　指定管理者が行う業務に要する経費等
第３　募集から決定までのスケジュール
第４　申請に係る事項
　１　申請資格
　２　申請手続
　３　申請の取下げ
第５　指定管理者候補者の選定手続
　１　審査方法
　２　審査基準
　３　優先交渉権者等の決定
　４　指定管理者候補者の決定
第６　申請資格の喪失
第７　指定管理者の指定及び協定締結に係る事項
第８　指定管理者による管理の開始
第９　公租公課の取扱い
第１０　その他留意事項
第１１　様式・添付資料
第１２　問合せ先

これらのうち主な事項の記載内容やその考え方については、原則として、次のとおりとします。

（1） 指定管理者が行う業務の範囲

その公の施設に係る設置管理条例の定めるところにより指定管理者が行うこととされている業務の範囲として、施設の運営、維持管理等に関する内容を詳細に記載します。

施設の規模や態様によっては、指定管理者が行う管理の基準や県が指定管理者に求める業務水準などと併せ、別に仕様書として示すことも考えられます。

＜仕様書に記載する事項の例＞

1　仕様書の趣旨
2　管理運営に関する基本方針
3　指定管理者が行う管理の基準
　（1） 開館時間及び休館日
　（2） 使用の制限
　（3） 使用料及びその減免・利用料金
　（4） 法令等の遵守
　　ア　関係法令
　　イ　個人情報保護
　　ウ　守秘義務
　　エ　情報公開
　　オ　文書の管理・保存
4　指定管理者が行う業務の範囲
　（1） 業務内容の細目及び県が求める業務水準
　（2） 自主事業
　（3） 物品の管理
　（4） 事業計画書及び収支予算書の作成並びに年度協定の締結
　（5） 事業報告書の提出
　（6） 業務の引継ぎ
5　指定管理者が行う業務に要する経費等
　（1） 初年度における指定管理料の上限額
　（2） 指定管理料の支払方法
6　その他留意事項
　（1） 県が実施する事業との連携
　（2） 県が実施する調査等への協力
　（3） その他

また、指定管理者は、設置管理条例に定める業務のほか、その施設の利便性向上等を目的とする自主的な事業（以下「自主事業」といいます。）の実施を県に対して提案することができます。自主事業には、設置管理条例に定める施設の設置目的の範囲に含まれる事業（目的内自主事業）のほか、当該施設の利便性向上等を目的として行う当該設置目的の範囲に含まれない事業であって、当該施設を使用するもの（目的外自主事業）及び使用しないもの（施設外自主事業）が想定されます。指定管理者が目的内自主事業又は施設外自主事業を行うに当たっては、事前に県と協議の上、その了承を得る必要があり、目的外自主事業を行うに当たっては、地方自治法第２３８条の４第７項の規定による行政財産の目的外使用許可を受ける必要があります。

（2） 県と指定管理者とのリスク分担

指定管理者が行う業務に関し、県と指定管理者がどのようにリスク分担を行うかについて記載します。

リスク分担の内容はそれぞれの施設で異なるものであり、詳細については、県と指定管理者との間において締結する協定や両者の協議で定めることになりますが、本県では次のように整理することを基本とします。

区分		リスク負担者	
		県	指定管理者
施設の法的管理	施設の使用許可及びその取消し		○
	施設の目的外使用許可及びその取消し	○	
施設の維持管理			○
施設の修繕	１箇所当たり６０万円以上	○	
	１箇所当たり６０万円未満		○
備品の維持管理等	１物品当たり１０万円以上	○	
	１物品当たり１０万円未満		○
利用者及び周辺住民からの苦情、要望等に対する対応			○
物価の変動	年度協定の締結時において予想することのできない経済情勢その他の情勢の変化による著しい物価等の変動によるもの	○	
	上記以外のもの		○
金利の変動			○
法令の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす法令の変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令の変更		○
支払の遅延	県からの経費の支払遅延（指定管理者の責めに帰すべきものを除く。）に起因するもの	○	
	上記以外のもの		○
政治・行政上の理由による事業変更等に伴う増加経費の負担		○	
災害による施設の損傷等	指定管理者の責めに帰すべきもの		○
	上記以外のもの	○	
災害等による施設の休館		○	
利用者等への損害賠償	指定管理者の責めに帰すべきもの		○
	上記以外のもの	○	

また、損害賠償責任の履行を確保する観点から、指定管理者に対して損害賠償責任保

険への加入を義務付けることとし、その旨を募集要項に記載します。

（3） 指定管理者が行う業務に要する経費等

指定管理者が管理の業務を行うに当たって必要となる経費は、県が指定管理者に対して支払う指定管理料、指定管理者が施設の利用者から収受する利用料金その他の管理業務関連収入によって賄うことになります。

指定管理料の額は、年度ごとに県議会の議決を経て定められるものですが、募集要項にはその支払額の目安として、指定の期間において県が支払う指定管理料の総額の上限額を記載します。指定の期間における指定管理料の総額について、当該上限額を超える提案があったときは、その申請団体を選外とします。

このほか、指定管理料の支払方法などについても、併せて記載します。

（4） 募集から決定までのスケジュール

募集要項の配布期間、質問や申請書類の受付期間のほか、現地説明会、審査、優先交渉権者等の決定、指定管理者の指定に係る県議会の議決及び指定管理者の指定に係るスケジュールを記載します。

（5） 審査方法及び審査基準

具体的な審査方法について記載した上、審査の対象とする項目並びにその項目ごとの審査の観点（どのような点を評価するか）及び配点（配点については、公募による場合に限ります。）のほか、申請団体が複数ある場合における原則的な順位の決定方法を明記します。

本県では、次の例のように当該審査項目、審査の観点及び配点を定めるなど、施設ごとに、その施設の特性、地域の実情等のほか、経費節減の観点も十分に考慮して、最小の県民負担で設置管理条例に定める施設の設置目的をより効果的かつ効率的に達成できる団体を選定する上で最適と考えられる審査基準を設定します。

審査項目	審査の観点	配点	
		A	B
施設管理の基本方針	・ 施設の設置目的を的確に理解した提案となっているか。 ・ 施設の管理運営方針に適合した提案となっているか。	5	5
類似施設の管理実績	・ 類似施設を管理した実績がどの程度認められるか。	10	10
利用者サービスの向上	・ 利用者サービスの向上が図られているか。 ・ 利用者の平等な利用に配慮されているか。 ・ 利用者を増加させるための効果的な方策が計画されているか。 ・ 施設の魅力を高めるための効果的な事業が計画されているか。 ・ 利用者の意見の反映や苦情への対応は適切であるか。 ・ 営業日及び利用時間の設定は適切であるか。 ・ 効果的な広報が計画されているか。	25	15
施設の維持管理	・ 施設の維持管理水準は、県の求める業務水準をどの程度上回っているか。 ・ 環境の保全について適正に配慮されているか。	5	5

審査項目	審　査　の　観　点	配　点	
		A	B
収支計画	・　指定管理料の提案金額の多寡はどうか。 ・　経費縮減のための取組は妥当であるか。 ・　収入を増加させる取組は妥当であるか。 ・　利用料金の設定は適切であるか。 ・　収支計画は提案された事業計画と整合しているか。 ・　収支計画の達成の可能性はどうか。	20	30
組織・体制	・　管理に当たる組織や人員体制は妥当であるか。 ・　従業員の資質（有資格者や経験者の配置状況など）はどうか。 ・　役割分担と責任体制は明確になっているか。 ・　労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮はなされているか。 ・　施設を現在管理している団体の従業員の雇用についての考え方はどうか。 ・　障がい者や高齢者の積極的な雇用に努めているか。	10	10
危機管理	・　利用者の安全確保対策は適切であるか。 ・　事故・災害発生時の対応は適切であるか。 ・　保険の加入計画は適切であるか。 ・　個人情報保護や情報管理は適切であるか。	10	10
経営基盤	・　申請団体の財務状況はどうか。 ・　申請団体に対する金融機関等の支援体制はどうか。	5	5
地域連携	・　県内からの雇用に配慮されているか。 ・　地域との連携についての取組は予定されているか。	10	10
合　計		100	100

備考　１　Ａの区分はソフト事業など指定管理者の創意工夫に基づく業務の割合が高い施設について、Ｂの区分は単に施設の物理的な維持管理が業務の主体である施設について、それぞれ採用する配点の例です。このほかにも、例えば、維持管理自体に高度な専門的知識や特別な技能を要する特殊な施設は「施設の維持管理」の審査項目の配点を高くするなど、施設ごとに配点設定の考え方は異なります。

２　募集要項に定める業務水準等の条件を満たさない提案があった場合、その提案を行った申請団体は選外となるため（１７ページ参照）、募集要項に示す審査基準による審査の対象とはなりません。

（６）　公租公課の取扱い

指定管理者が行う業務に係る収支計画を作成するに当たっては、公租公課の負担についても考慮しなければならないため、その主な内容について記載します。

このうち公租（国税及び地方税）については、法人税、法人住民税及び法人事業税のほか、指定管理料に係る消費税及び地方消費税、公の施設が岐阜市内にある場合にあっては事業所税などが一般的に考えられるところです。

ただし、その具体的な取扱いについては、それぞれの課税業務を所管する税務官公署に確認する必要があります。

税務官公署	所管する国税及び地方税
税務署	法人税、消費税及び地方消費税
県税事務所	法人県民税、法人事業税
市町村	法人市町村民税、事業所税（岐阜市のみ）

２　専門家、利用者、地元関係者等からの意見聴取

募集要項の作成に当たっては、施設を所管する県担当課が、必要に応じ、その施設に関連する専門家、利用者、地元関係者等から当該施設の利便性向上や活用方策などに関する意見を聴取し、適宜検討を行った上、その内容を反映させることとします。

３　総務部への事前協議制

募集要項には、本県が指定管理者に対して求めるその施設の管理水準や活用の方向性、審査の方法及び基準などについて、可能な限り明確に示すことが重要であると考えられます。そこで、本県では、募集要項の作成段階において施設を所管する県担当課と総務部管財課が事前協議を行い、記載事項に過不足はないか、表現方法は適切であるかなど、その内容の妥当性について点検します。

また、施設の特殊性等にかんがみて、募集要項の妥当性を有識者の視点で確認する必要があると判断したときは、県指定管理者制度等運用委員会（１７ページ参照）の委員に対して意見を求めます。

４　指定管理者の募集

本県における指定管理者の募集は、以下のとおり行うことを基本とします。

（１）　募集期間

緊急を要するなどの特別な事情がない限り、１か月（３０日に満たない場合にあっては３０日）以上の募集期間を設けます。

（２）　募集内容の周知

公募により指定管理者を募集する場合には、岐阜県庁ホームページ（https://www.pref.gifu.lg.jp/page/5.htmlから関係ページへリンクを設定します。）に募集要項一式をダウンロード可能な方法で掲載するとともに、記者発表などによって広く周知を行います。

（３）　現地説明会

公募により指定管理者を募集する場合には、申請を希望する団体がその申請前に施設内を見学できるよう、募集開始から一定期間経過後に現地説明会を開催します。

会場においては、施設見学のほか、施設を所管する県担当課から施設の特徴や募集要項の内容などについて説明を行うとともに、当該施設において保管している関係図面等の閲覧要請にも応じます。

（４）　応募に関する質問の受付等

募集開始から一定期間、応募に関する質問を電子メール、ファクシミリその他書面による方法により受け付け、随時、当該質問に対する回答を岐阜県庁ホームページにおいて公表します。

（５）　申請書類の提出方法等

申請書類の提出は、持参に限ります。

また、公募により指定管理者を募集する場合には、審査の公正を期する観点から、申請団体（グループである場合には、その構成員である団体を含みます。）の名称を審査手続が終了するまで公表しません。

５　申請書類の取扱い

提出された申請書類は、返却しません。当該申請書類に不足がある場合、提案内容に影響を及ぼさない範囲内の軽微なもの（添付すべき証明書類の添付漏れ、提出部数の不足等）にあってはその補正を認めますが、事業計画書の記載事項の訂正又は全部若しくは一部の差し替えなど、当該範囲を超えるものにあっては、審査の公正を期するため、その補正を認めません。

なお、当該申請書類は、岐阜県情報公開条例（平成１２年岐阜県条例第５６号）の定めによる公文書公開請求の対象となるものであり、個人に関する情報その他の同条例第６条に規定する非公開情報に該当する部分を除き、同条の規定により公開されます。

また、当該申請書類の著作権は、その著作者に帰属するものですが、本県が必要と認める場合には、その全部又は一部を無償で使用します。

第５　指定管理者候補者の選定

１　指定管理者候補者の選定に関する審査手続

本県における指定管理者候補者の選定に関する審査手続は、次の図のとおりです。

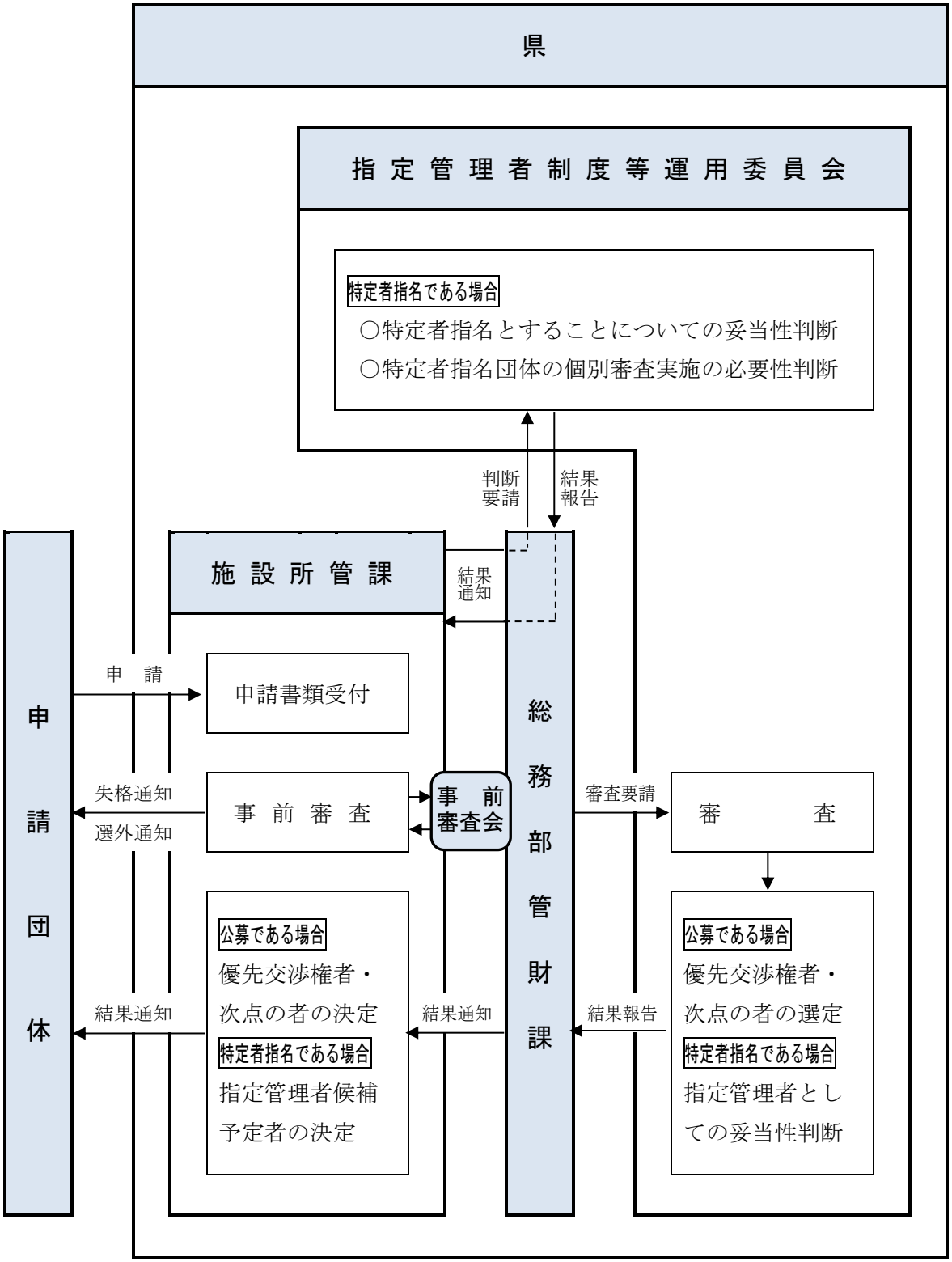

２　事前審査

申請団体からの申請書類の受付後、県において次のとおり事前審査を実施します。

（１）　形式審査

申請団体が募集要項に定める申請資格要件を満たしているか、提出された申請書類に不足がないかなど、申請団体が申請に当たって満たすべき形式的要件の充足状況を確認するため、施設を所管する県担当課において申請書類等に基づく審査を行います。

申請資格を満たしていないことが確認された申請団体は失格となり、県指定管理者制度等運用委員会の審査以降の手続に進むことができません。当該団体に対しては、当該県担当課から失格となった旨及びその理由を通知します。

（２）　内容審査

申請書類における提案内容が募集要項に定める業務水準等の条件を満たしているか、当該提案内容に疑義を生ずる記載上の不備がないかなど、県指定管理者制度等運用委員会の適正な審査に影響を及ぼすおそれのある申請上の不備の有無やその内容を事前に把握するため、施設を所管する県担当課において申請書類に基づく書面審査及びヒアリングを行った後、岐阜県指定管理者事前審査会設置要綱により設置する県指定管理者事前審査会（総務部及び施設の所管部局の関係課長により構成する組織）においてその結果（形式審査の結果を含みます。）を取りまとめます。

なお、内容審査において採点は行いませんが、募集要項に定める業務水準等の条件を満たしていないことが判明した申請団体は選外となり、県指定管理者制度等運用委員会の審査以降の手続に進むことができません。当該団体に対しては、当該県担当課から選外となった旨及びその理由を通知します。

３　県指定管理者制度等運用委員会による審査

（１）　県指定管理者制度等運用委員会の設置

指定管理者候補者の選定手続、中でも審査手続には、客観性、専門性、公平性及び透明性が強く求められていることから、本県では外部の有識者により構成する『岐阜県指定管理者制度等運用委員会』（以下「制度等運用委員会」といいます。）を設置し、審査を行うこととしています。

制度等運用委員会は、岐阜県附属機関設置条例（平成２５年岐阜県条例第１号）に基づいて設置している合議体の組織であり、その委員については、知事が次のとおり任命しています（岐阜県指定管理者制度等運用委員会規則（平成２５年岐阜県規則第３３号。以下「制度等運用委員会規則」といいます。）第３条及び第４条）。

ア　公の施設の管理運営という指定管理者が行う業務の性格にかんがみ、公共政策、経営能力判断、維持管理、施設経営、県民協働等の視点において、７名以内の有識者を選任する。

イ　委員の任期は２年とし、再任することができる。

なお、審査の透明性を確保する観点から、委員の氏名並びに所属団体及び役職（当該委員が複数の団体に所属し、又は複数の役職に就いている場合にあっては、知事が任命するに当たって最も重視した所属団体及び役職とします。）を、岐阜県庁ホームページにおいて公表しています。

（２）　申請団体との間に利害関係が認められる委員の取扱い

制度等運用委員会の委員と申請団体との間に利害関係が存在する場合には、委員としての適正な判断が阻害され、審査の公平性を十分に確保できないおそれがあるものと考えられます。

そこで、本県では、制度等運用委員会の審査手続開始前に委員及び申請団体を対象として利害関係の有無に関する確認調査を行い、利害関係のあることが確認された委員（以下「利害関係委員」といいます。）については、その申請案件に係る審査手続への参加を認めません。

具体的には、次のとおり取り扱います。

ア　利害関係の定義

次のいずれかに該当する場合、県は、委員と申請団体との間に利害関係があるものと判断します。

（ア）　委員本人又はその父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹（以下「委員等」といいます。）が、申請団体においてその名称のいかんを問わず支配力を有する地位にある場合

（イ）　委員等又は委員等がその名称のいかんを問わず支配力を有する地位にある団体と申請団体との経済的関係につき、指定管理者の公正な選定を妨げる事情があると認められる場合

イ　利害関係の有無に関する確認手続

利害関係の有無に関する確認は、次のとおり行い、その結果を基に、県が各委員についての利害関係の有無を判断します。

時　　点	委員に対する確認手続	申請団体に対する確認手続
募集要項配布時		①　委員の一覧及び「委員との利害関係に関する申出書」の様式を配布
申請書類提出時		②　申請団体から県へ「委員との利害関係に関する申出書」を提出 「委員との利害関係に関する申出書」には、委員との利害関係に該当し、又は該当するおそれのある事実をすべて記載し、当該事実を証する書面を添付
募集期間終了時	③　県から申請団体の一覧を提供し、委員へ利害関係を確認 ④　委員から県へ「利害関係の有無に関する調査票」を提出	
制度等運用委員会当日までの間	⑤　申請団体から委員への接触行為その他利害関係に関する新たな事実が生じたときは、直ちに、県へその内容を報告	⑥　②の申出内容に異動を生じた申請団体は、直ちに、県へその内容を書面（任意様式）で申し出
制度等運用委員会当日	⑦　審査に先立ち、すべての申請団体と利害関係がないことを再度口頭により確認	⑧　プレゼンテーションに先立ち、②及び⑥の申出内容に誤りがないことを宣誓

ウ　利害関係委員の審査からの除外

イの確認手続において利害関係委員が認められた場合、県はその氏名を制度等運用委員会の委員長に報告します。

この報告を受けた委員長は、制度等運用委員会規則第６条第１項の規定により審査のための会議を招集するに当たり、制度等運用委員会規則第７条第５項の規定に該当することを理由として、当該利害関係委員の出席を求めません。

また、当該会議の招集後においてその出席委員中に新たに利害関係委員が認められた場合、委員長は当該利害関係委員に対して同項の規定に該当する旨を通告し、当該会議からの退席を求めます。

このほか、アに定める利害関係の定義に該当する事実がない場合においても、委員において指定管理者候補者の公正な選定を妨げる事情があるときは、自らの意思により当該会議に出席しないことも認められます。

（３）　審査

制度等運用委員会の審査は、おおむね以下の流れにより行います。

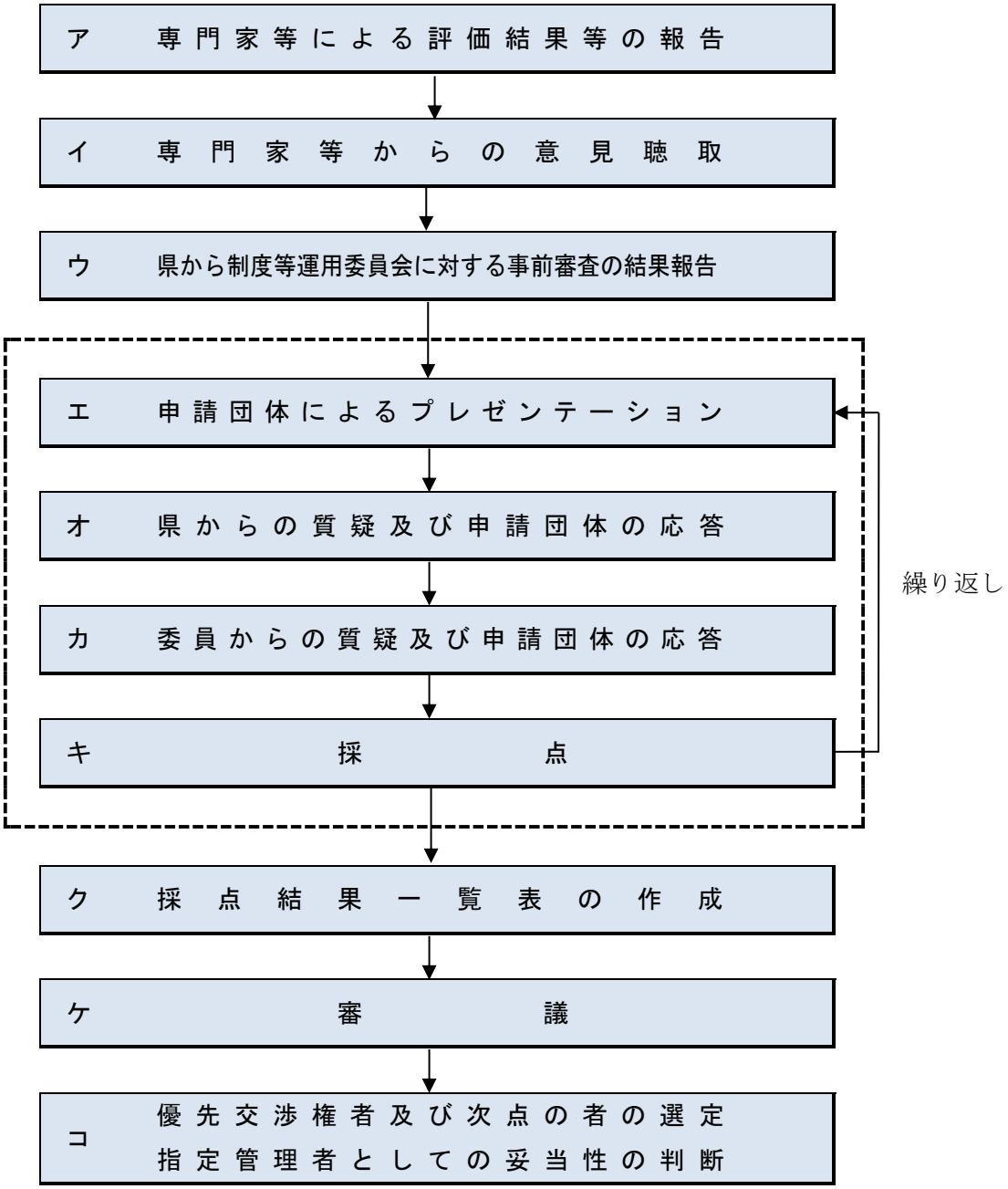

注　点線枠内の審査手続は、申請団体ごとに一連の手続として行います。

ア　専門家等による評価結果等の報告

県は、現行の指定管理者による施設の管理運営に対する評価について、その施設を熟知した専門家等から聴取した事項があるとき（２８ページ参照）は、制度等運用委員会に対し、その概要及び県による最終評価の結果並びに当該結果を踏まえて次期指定管理者に求めるべき事項を報告します。

イ　専門家等からの意見聴取

県は、委員の判断の参考にするため必要があると認めるときは、その施設に関連する専門家等に会議への出席を依頼し、県又は委員から当該専門家等に対して、それぞれの見地からの意見の陳述を求めます。

ウ　県から制度等運用委員会に対する事前審査の結果報告

県から制度等運用委員会に対し、事前審査（１７ページ参照）の結果（事前審査において失格又は選外となった申請団体については、その旨及び理由）を報告します。

エ　申請団体によるプレゼンテーション

申請団体が、募集要項に示す制限時間の範囲内において、委員に対するプレゼンテーションを行います。

プレゼンテーションにおいて使用できる資料（その申請団体が手持ちとする資料を除きます。）は、その申請団体が提出した申請書類及び当該申請書類の一部を拡大した説明用パネルに限られ、他の資料の提出又は提示、プレゼンテーション機器の使用等については認めません。

なお、プレゼンテーションの順序は、申請団体が申請書類を持参して提出する際に行うくじで定めます。

オ　県からの質疑及び申請団体の応答

県から申請団体に対し、委員による審査の参考となるべき事項について質疑を行い、申請団体の説明を求めます。

カ　委員からの質疑及び申請団体の応答

委員から申請団体に対して質疑を行い、申請団体の説明を求めます。

キ　採点

申請団体が１団体である場合を除き、申請団体ごとにエからカまでの審査手続を経た後、募集要項に記載された審査基準に従って、委員が当該団体についての採点を行います。

ク　採点結果一覧表の作成

申請団体が１団体である場合を除き、すべての申請団体についてキまでの審査手続を経た後、県は次の手順により採点結果一覧表を作成し、制度等運用委員会に提出します。

① 委員から採点表を回収し、その採点結果を採点結果一覧表に集計する。

↓

② ①の集計後、委員別に申請団体ごとの合計得点を比較し、第１位に３点、第２位に２点、第３位に１点の順位点（同順位の申請団体が複数あるときは、当該順位及びその下位に当たる空位の合計点数を当該同順位となった申請団体の数で除して得られる点数とする。）を、それぞれ付与する。

↓

③ ②の順位点を採点結果一覧表に集計する。

↓

④ ③の集計後、申請団体ごとの順位点合計を比較し、それぞれの順位を採点結果一覧表に記入する。

ケ　審議

（ア） 公募により指定管理者を募集する場合

制度等運用委員会は、アからクまでの審査手続を踏まえ、申請団体が複数ある場合にあっては優先交渉権者（本県との間において指定管理者候補者の選定に向けた細目協議を行う団体をいいます。）及び次点の者（本県と優先交渉権者との間における当該細目協議が調わないまま終了した場合において、優先交渉権者に代わり、本県と指定管理者候補者の選定に向けた細目協議を行う団体をいいます。）、申請団体が１団体である場合にあっては優先交渉権者の選定に係る審議を行います。

なお、申請団体が複数ある場合にあっては、クにおいて県から提出を受けた採点結果一覧表を基礎として、順位点合計が第１位の申請団体を優先交渉権者、第２位の申請団体を次点の者としてそれぞれ選定することについての審議を行うものであり、当該順位点合計に同順位の団体が複数ある場合にあっては、制度等運用委員会の合議によってその優劣を決定します。

（イ） 特定者指名により指定管理者を募集する場合

制度等運用委員会は、アからカまでの審査手続を踏まえ、その申請団体の指定管理者としての妥当性について審議を行います。

コ　優先交渉権者等の選定又は指定管理者としての妥当性の判断

制度等運用委員会は、ケの審議内容を踏まえ、公募により指定管理者を募集する場合にあっては優先交渉権者及び次点の者（これらに該当する申請団体がない場合を除きます。）を選定し、特定者指名により指定管理者を募集する場合にあっては指定管理者としての妥当性を判断します。

また、制度等運用委員会は、必要に応じ、当該選定又は判断について附帯意見を付けることができます。

（4）　審査結果の報告

制度等運用委員会の委員長は、（3）の審査手続終了後、速やかにその審査結果を県に対して報告します。

（5）　制度等運用委員会に係る情報公開等

制度等運用委員会の会議は、公開することに適さない個人に関する情報や申請団体の事業活動に関する情報などを扱い、また、公開することにより、指定管理者候補者の公正な選定に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、非公開により行いますが、当該会議において使用した資料、会議の内容をとりまとめた議事録その他制度等運用委員会に係る公文書については、岐阜県情報公開条例第６条の規定に基づき、原則として次の表のとおり全部又は一部を公開します。

公文書の種類又は名称		公開の判断
委員の委嘱手続関係文書	就任承諾書	個人情報に該当する部分以外の部分を公開
	委嘱状	全部公開
利害関係の確認調査関係文書	委員に対する確認依頼文書	申請団体部分以外の部分を公開（審査手続終了後にあっては全部公開）
	申出書その他利害関係調査文書	非公開情報に該当する部分以外の部分を公開
制度等運用委員会の開催通知文書		全部公開
会議関係文書	次第	全部公開
	委員名簿	全部公開
	席次表	全部公開
	会議資料	非公開情報に該当する部分以外の部分を公開
	採点表	委員の氏名及び採点部分以外の部分を公開
	採点結果一覧表	全部公開
	議事録	非公開情報に該当する部分以外の部分を公開
	審査結果報告書	全部公開

（６）　特定者指名により指定管理者を募集する場合の審査の特例

県は、特定者指名により指定管理者を募集しようとする場合にあっては、制度等運用委員会に対し、あらかじめその妥当性の判断を求めます。

制度等運用委員会は、これを妥当と判断したときは、併せて、その施設の特殊性や管理運営の経緯などにかんがみ、（３）の審査の実施の必要性についても判断します。この場合において、審査の実施の必要性がないものと判断されたときは、当該審査を省略します。

（７）　委員の守秘義務

制度等運用委員会の委員は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならないこととされています（制度等運用委員会規則第７条第１項前段）。この守秘義務は、委員でなくなった後においても同様に課せられます（同項後段）。

４　優先交渉権者等又は指定管理者候補予定者の決定

県は、３（４）において制度等運用委員会の委員長から審査結果の報告を受けた後、速やかに、公募により指定管理者を募集する場合にあっては優先交渉権者及び次点の者（これらに該当する申請団体がない場合を除きます。）、特定者指名により指定管理者を募集する場合にあっては指定管理者候補予定者（特定者指名により指定管理者を募集する場合において、本県と指定管理者候補者の選定に向けた細目協議を行う団体をいいます。）をそれぞれ決定し、その決定内容（該当する申請団体（グループである場合には、その構成員である団体を含みます。）の名称、主な選定理由等）を岐阜県庁ホームページにおいて公表します。

併せて、施設を所管する県担当課は、制度等運用委員会による審査を行ったすべての申請団体に対し、それぞれの審査結果を通知します。

５　細目協議及び指定管理者候補者の決定

４の決定後、県は、優先交渉権者又は指定管理者候補予定者との間において、指定管理者候補者の選定に向けた細目協議を行います。

優先交渉権者との間における細目協議が調わないときは、協議を中止し、県は改めて次点の者との間において指定管理者候補者の選定に向けた細目協議を行うものですが、その中止の判断は、優先交渉権者が失格となり、又は申請を取り下げたこと、優先交渉権者による管理の業務の履行が困難であり、又は優先交渉権者にこれを履行させることが著しく不適当であると判断される事実が判明したことなど、協議を継続し得ない客観的な事実の発生を基礎として行います。

また、県が優先交渉権者との間における細目協議を中止するに当たっては、制度等運用委員会に対し、その判断の適否についての意見を求めます。

細目協議が調い次第、県は、当該優先交渉権者若しくは次点の者又は指定管理者候補予定者を指定管理者候補者として選定することを決定し、その旨を施設を所管する県担当課からこれらの者に通知した上、岐阜県庁ホームページにおいて公表します。

６　申請資格の喪失

指定管理者の指定前において、申請団体に次のいずれかの事実が認められた場合、当該申請団体（グループである場合には、その構成員であるすべての団体を含みます。）は、その事実が判明した日から１年間、本県における指定管理者の指定に係る申請資格を喪失します。したがって、アからキまでのいずれかに該当する申請団体は、申請案件について失格となります（７ページ参照）。

ア　３(２)イにおける利害関係の有無に関する確認手続（１８ページ参照）において、その申出内容に誤りがあったこと。
イ　委員と不正に接触したこと。
ウ　県に対して、指定管理者候補者の選定に関する不当な働きかけを行ったこと。
エ　指定管理者候補者の選定手続が終了するまでの間に、他の申請団体と申請の内容又はその意思について相談を行ったこと。
オ　指定管理者候補者の選定手続が終了するまでの間に、他の申請団体に対して申請の内容を意図的に開示したこと。
カ　申請書類の虚偽記載その他選定結果に影響を及ぼす不正行為を行ったこと。
キ　本県と優先交渉権者又は次点の者との間において指定管理者候補者の選定に向けて行った細目協議が、当該優先交渉権者又は次点の者の責めに帰すべき事由により調わなかったこと。
ク　制度等運用委員会の審査後において、申請を取り下げたこと。

なお、県は、制度等運用委員会の意見を踏まえて、これらの事実の認定を行います。
申請資格を喪失した申請団体（グループである場合には、その構成員であるすべての団体を含みます。）に対しては、施設を所管する県担当課から、申請資格を喪失した旨及びその理由、アからクまでのいずれかに該当する事実が判明した日並びに申請資格の喪失期間（アからキまでのいずれかに該当する申請団体にあっては、併せて、申請案件について失格となった旨）を通知します。

第６　指定管理者の指定及び協定の締結

１　指定管理者の指定

（１）　指定管理者の指定の議決等

県は、指定管理者候補者を指定管理者として指定するため、その指定に係る議案を県議会へ提出し、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間等について地方自治法第２４４条の２第６項の議決を受けます。

また、指定管理料が発生する場合には、債務負担行為の設定に係る議案も併せて提出し、その議決を受けます。

（２）　指定管理者の指定

県は、指定管理者の指定に係る県議会の議決を受けた後、速やかに指定管理者候補者に対してその指定に係る通知を行い、併せて、設置管理条例の規定に基づき、その指定をした旨を公示します。

なお、当該指定管理者を指定する行為は、本県が指定管理者候補者に対して行う行政処分となります。

２　協定の締結

指定管理者の指定後速やかに、本県と当該指定管理者との間において、指定の期間を通じた包括的事項に係る基本協定を締結します。

また、毎年度の指定管理料の額や事業計画書（設置管理条例において、指定管理者が毎事業年度作成し、当該事業年度の開始前に県へ提出すべきこととされているもの）等について、当該基本協定とは別に年度協定を締結します。

第７　指定管理者による管理の開始

１　指定管理者による適正な管理運営

（１）　不当な利用拒否・差別的取扱いの禁止

指定管理者は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならず（地方自治法第２４４条第２項）、また、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはなりません（同条第３項）。

（２）　第三者への委託

指定管理者が清掃、警備等といった個々の具体的業務を第三者へ委託することは差し支えありませんが、指定管理者制度の趣旨にかんがみ、その管理に係る業務を一括して第三者へ委託することは認められません。

なお、指定管理者が当該具体的業務を第三者へ委託するに当たっては、委託先及び委託内容について、事前に県への届出を求めます。

（３）　個人情報保護

指定管理者は、公の施設の管理に係る業務において取り扱う個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければなりません（個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第６６条第２項第２号）。その講ずべき措置については、本県と指定管理者との間において締結する基本協定で定めます。

また、指定管理者が行う公の施設の管理に係る業務に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはなりません（同法第６７条）。

（４）　情報公開

指定管理者は、岐阜県情報公開条例の趣旨にのっとり、当該指定管理者が保有する公の施設の管理に係る情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとされています（同条例第２５条の２第１項）。その必要な措置については、本県と指定管理者との間において締結する基本協定で定めます。

（５）　不服申立て

指定管理者が行った公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立ては、知事に対する審査請求により行うものとされています（地方自治法第２４４条の４第１項）。

２　指定管理者に対する監督・評価

（１）　指定管理者に対する監督

県は、地方自治法の定めるところにより、指定管理者から事業報告書の提出を受け、又は指定管理者に対して管理の業務若しくは経理の状況に関し報告を求め、若しくは実地について調査を行い、当該指定管理者による公の施設の管理が適正に行われるよう監督します。

ア　事業報告書の提出

県は、毎年度終了後２月以内（指定管理者の決算が確定しないなどの事情がある場合には、当該期限を必要な期間延長します。）に、指定管理者から、管理施設に係る業務の実施状況、利用状況、収支状況等について記載した事業報告書の提出を受けます。

イ　業務報告書の提出

県は、毎月、指定管理者に対して、管理施設に係る業務の実施状況、利用状況、収支状況等について記載した月次業務報告書の提出を求めます。

ウ　業務実施状況の現地確認

県は、少なくとも四半期ごとに、管理施設に係る業務の実施状況についての現地確認調査を行います。

なお、上記のうち少なくとも年に一度は、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）の加入状況について確認を行います。

（２）　利用者等の意見の把握

県及び指定管理者は、指定管理者制度を導入している公の施設について、意見箱の設置、利用者に対するアンケート調査、ウェブページによる意見募集等適宜の方法により、当該施設の利用者等から広く意見の収集に努めます。

また、収集した意見の内容及びこれに対する県又は指定管理者の対応状況その他県民に周知すべきと考えられる情報については、施設内への掲示、ウェブページへの掲載等の方法によって公表します。

（３）　専門家等による評価

県は、指定管理者による公の施設の適正な管理に資するよう、原則として施設ごと

に、それぞれの施設を熟知した専門家等からの意見聴取の機会を設け、指定管理者による施設の管理運営に対する評価についての意見を伺います。専門家等から具体的な評価をいただけるよう、評価の前に専門家等による現地調査を行うよう努めてください。

この意見聴取のための会合は、少なくとも年２回以上開き、管理の基準の充足状況、施設の設置目的の達成状況、公共性の確保の状況、経営状況、派生的効果等を評価項目として、専門家等の見地から意見を伺うこととします。

県は、専門家等から聴取した意見を踏まえて最終評価を行い、必要に応じて、指定管理者に改善の指示を行います。

なお、当該最終評価の結果については、岐阜県庁ホームページにおいて公表します。

３　指定管理者に対する監査

県監査委員は、必要があると認めるとき、又は知事の要求があるときは、指定管理者が行う公の施設の管理の業務に係る出納関連の事務について監査を行うことができます（地方自治法第１９９条第７項）。

また、包括外部監査人や個別外部監査人も、地方自治法及び岐阜県外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成１０年岐阜県条例第３４号）の定めるところにより、同様の監査を行うことができます。

参 考 資 料

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）（抄）

第１０章　公の施設

（公の施設）

第２４４条　普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

２　普通地方公共団体（次条第３項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

３　普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第２４４条の２　普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

２　普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の３分の２以上の者の同意を得なければならない。

３　普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第２４４条の４において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

４　前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

５　指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

６　普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

７　指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

８　普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

９　前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

１０　普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求

め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

１１　普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用）

第２４４条の３　普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

２　普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。

３　前２項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立て）

第２４４条の４　普通地方公共団体の長以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

２　普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

３　議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

４　普通地方公共団体の長は、第二項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

総 行 行 第 8 7 号
平成１５年７月１７日

各都道府県知事　殿

総務省自治行政局長

地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）

地方自治法の一部を改正する法律（平成１５年法律第８１号。以下「改正法」という。）は、平成１５年６月６日に成立し、同月１３日に公布されました。

今回の地方自治法の一部改正は、地方公共団体の内部組織に関する規定を見直すとともに、公の施設の管理について指定管理者制度を導入し、その適正かつ効率的な運営を図ることを目的としたものです。

指定管理者制度の導入に伴い、この法律の施行の際現に改正前の地方自治法（以下「旧法」という。）第２４４条の２第３項の規定に基づき管理の委託を行っている公の施設については、この法律の施行後３年以内に当該公の施設の管理に関する条例を改正する必要があり、その際、公の施設の管理状況全般について点検し、指定管理者制度を積極的に活用されるようお願いします。

また、指定管理者制度と地方独立行政法人制度との関係等については、「地方独立行政法人法及び地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布について（通知）」（平成１５年７月１７日付け総行行第８６号、総行公第３９号、総財公第６１号、総財務第７１号、１５文科高第２７５号総務省自治行政局長・総務省自治財政局長・文部科学省高等教育局長通知）を参照してください。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、地方公共団体の内部組織に関する規定及び公の施設の指定管理者制度の適正な運用に十分配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

なお、施行に当たって留意すべき事項については、政令、省令等と併せ後日お示しします。

記

第１　地方公共団体の内部組織に関する事項

1　改正の趣旨及び留意点

(1) 今般の改正は、都道府県の自主組織権を尊重する観点から、都道府県の局部数の法定制を廃止し、地方公共団体の長の権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を自主的に設けることができることとし、この場合において、当該地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務について条例で定めることとしたものであること。（第１５８条第１項関係）

(2) 地方公共団体の内部組織の編成に当たっては、その事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならないものであること。すなわち、組織の改編を行うに当たっては、社会経済情勢の変化に対応し、新たな行政課題や住民の多様なニーズに即応した施策を総合的かつ機動的に展開できるような見直しを行うとともに、既存の組織についても従来のあり方にとらわれることなく、スクラップ・アンド・ビルドを徹底することとされたいこと。（第１５８条第２項関係）

2　地方公共団体の内部組織のあり方に関する事項

第１５８条第１項の地方公共団体の長の直近下位の内部組織とは、地方公共団体の長の権限に属する事務を分掌するために設けられる最上位の組織を意味するものであり、局又は部若しくはこれに準ずる組織の名称如何にかかわらず、条例で定めることが必要となるものであること。（第１５８条第１項関係）

3　条例の制定又は改廃をした場合の届出に関する事項

(1) 上記２の条例を制定し又は改廃したときは、都道府県にあっては総務大臣に、市町村にあっては都道府県知事に遅滞なく届け出るものとされたこと。（第１５８条第３項関係）

(2) 上記(1)により総務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない事項は、当該条例の要旨のほか、総務省令で定めるものであるが、その内容は、新旧対照表及び改正理由並びに当該地方公共団体の組織図（当該地方公共団体の長の直近下位の内部組織を示すもの）を予定しているものであること。

第２　公の施設の管理に関する事項

今般の改正は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものであり、下記の点に留意の上、公の施設の適正な管理に努められたいこと。

1　指定管理者に関する事項

(1) 今般の改正により導入される指定管理者制度は、地方公共団体が指定する法人

その他の団体に公の施設の管理を行わせようとする制度であり、その対象は民間事業者等が幅広く含まれるものであること。（第２４４条の２第３項関係）

(2) 地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、指定管理者に使用許可を行わせることができるものであるが、使用料の強制徴収（第２３１条の３）、不服申立てに対する決定（第２４４条の４）、行政財産の目的外使用許可（第２３８条の４第４項）等法令により地方公共団体の長のみが行うことができる権限については、これらを指定管理者に行わせることはできないものであること。（第２４４条の２第３項関係）

(3) 指定に当たって議決すべき事項は、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間等であること。（第２４４条の２第６項関係）

２　条例で規定すべき事項

(1) 指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例で定めることとされており、その具体的な内容は以下のとおりであること。（第２４４条の２第４項関係）

①　「指定の手続」としては　申請の方法や選定基準等を定めるものであること。なお、指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させることとし、選定する際の基準としては例えば次のような事項を定めておく方法が望ましいものであること。

ア　住民の平等利用が確保されること。

イ　事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

ウ　事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。

②　「管理の基準」としては、住民が当該公の施設を利用するに当たっての基本的な条件（休館日、開館時間、使用制限の要件等）のほか、管理を通じて取得した個人に関する情報の取扱いなど当該公の施設の適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項を定めるものであること。

③　「業務の範囲」としては、指定管理者が行う管理の業務について、その具体的範囲を規定するものであり、使用の許可まで含めるかどうかを含め、施設の維持管理等の範囲を各施設の目的や態様等に応じて設定するものであること。

(2) 旧法第２４４条の２第４項及び第５項と同様、指定管理者制度においても、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができることとし、当該利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところによ

り、指定管理者が定めるものとしていること。（第２４４条の２第８項及び第９項関係）

(3) 指定管理者に支出する委託費の額等、細目的事項については、地方公共団体と指定管理者の間の協議により定めることとし、別途両者の間で協定等を締結することが適当であること。

３　適正な管理の確保等に関する事項

(1) 「事業報告書」においては、管理業務の実施状況や利用状況、料金収入の実績や管理経費等の収支状況等、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項が記載されるものであること。（第２４４条の２第７項関係）

(2) 清掃、警備といった個々の具体的業務を指定管理者から第三者へ委託することは差し支えないが、法律の規定に基づいて指定管理者を指定することとした今回の制度の趣旨にかんがみれば、管理に係る業務を一括してさらに第三者へ委託することはできないものであること。

(3) 指定管理者が管理を通じて取得した個人情報については、その取扱いについて十分留意し、「管理の基準」として必要な事項を定めるほか、個人情報保護条例において個人情報の保護に関して必要な事項を指定管理者との間で締結する協定に盛り込むことを規定する等、必要な措置を講ずべきものであること。また、指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報が適切に保護されるよう配慮されたいこと。

　その際、「地方公共団体における個人情報保護対策について」（平成１５年６月１６日付け総行情第９１号総務省政策統括官通知）の内容を十分に踏まえて対応されたいこと。

４　その他

　道路法、河川法、学校教育法等個別の法律において公の施設の管理主体が限定される場合には、指定管理者制度を採ることができないものであること。

第３　施行期日等

１　この法律は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。（改正法附則第１条関係）

２　指定管理者制度の導入に伴い、この法律の施行の際現に旧法第２４４条の２第３項の規定に基づき管理の委託を行っている公の施設については、この法律の施行後３年以内に当該公の施設の管理に関する条例を改正し、改正後の地方自治法第２４４条の２の規定による指定等を行う必要があるものであること。（改正法附則第２条関係）

総 税 市 第 ５ ９ 号
平成１７年１１月１４日

各 道 府 県 総 務 部 長
東京都総務・主税局長　殿

総務省自治税務局市町村税課長

指定管理者制度の導入に伴う事業所税の取扱いについて

公の施設の管理については、平成15年6 月の地方自治法の一部改正により指定管理者制度が新たに導入され、平成18年9 月までの間に全ての公の施設について、各地方公共団体は自らが直接管理を行うか、指定管理者制度に移行するかを決定することとされています。

これに伴い、指定管理者制度が導入された公の施設における事業所税の事業主体の判定については、下記のとおり取り扱うことが適当と考えますので、管内関係市に対しこの旨周知願います。

記

１　これまで委託事業については、様々な委託形態が存在するため、一般的に事業主体（納税義務者）の判定にあたり、施設の利用、施設の管理及び収益の帰属等を総合的に勘案することとされてきたところであるが、指定管理者制度においては、施設の利用及び施設の管理については指定管理者が行うため、実質的な判定は、収益の帰属（地方自治法第２４４条の2 第8 項に基づく利用料金制の導入の有無）によることとなる。

２　利用料金制が導入されている指定管理者は、地方公共団体による利用料金の承認が必要になる等の一定の制約を受けるものではあるが、条例に基づいて経営の根幹である利用料金の決定を第一義的に行うことができ、また、利用料金を自らの収入として帰属させることができるため、この場合の指定管理者は、公の施設の管理事業における実質的な事業主体と判断しうる。

３　ただし、利用料金制が導入されている指定管理者であっても、地方公共団体から指定管理料等の交付を受けている場合については、主として利用料金で収受することが見込まれる収入により、公の施設の管理事業を行うと認められるような場合に限り、当該指定管理者が事業主体となるものである。

４　なお、地方公共団体と指定管理者との間で、公の施設における管理事業の結果生じた全ての利益を地方公共団体へ返還し、かつ、生じた損失の全てを地方公共団体が補てんするような取決めがあり、実質的に指定管理者に事業の主体性が認められないような場合には、事業主体は地方公共団体となるものである。

総 行 行 第 １ ５ 号
平成１９年１月３１日

各都道府県知事　殿

総務省自治行政局長

指定管理者制度の運用について（通知）

地方自治法第２４４条に規定する公の施設の管理については、地方自治法の一部を改正する法律（平成１５年法律第８１号）により、指定管理者制度が導入されたところですが、平成１８年９月１日をもって平成１５年改正法附則第２条に規定する経過措置期間が終了し、地方公共団体は、公の施設について自らが直接管理を行うか、指定管理者による管理を行うかのいずれかによることとなったところです。また、指定管理者の導入の状況については、別添のとおり「公の施設の指定管理者制度の導入状況に関する調査結果」として公表しました。

公の施設の管理及び指定管理者制度の運用にあたっては、引き続き、下記の点に留意の上、運用されるようお願いします。

なお、貴都道府県内の市区町村に対しても、本通知について周知方よろしくお願いいたします。

記

１　公の施設の管理については、既に指定管理者制度を導入している施設も含め、引き続き、そのあり方について検証及び見直しを行い、より効果的、効率的な運営に努めること。

２　指定管理者の選定手続については、透明性の高い手続きが求められることから、指定管理者の指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させることとし、選定する際の基準、手続等について適時に必要な情報開示を行うこと等に努めること。

総 行 経 第 ３ ８ 号
平成２２年１２月２８日

各都道府県知事
各指定都市市長
各都道府県議会議長
各指定都市議会議長
殿

総務省自治行政局長

指定管理者制度の運用について

指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成１５年９月に設けられたところです。

本制度は、その導入以降、公の施設の管理において、多様化する住民ニーズへの効果的、効率的な対応に寄与してきたところですが、地方公共団体において様々な取組がなされる中で、留意すべき点も明らかになってきたことから、これまでの通知に加え、下記の点に留意の上、改めて制度の適切な運用に努められるよう、地方自治法第２５２条の１７の５に基づき助言します。

なお、貴都道府県内の市区町村に対しても、本通知について周知方よろしくお願いいたします。

記

１　指定管理者制度については、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度であり、個々の施設に対し、指定管理者制度を導入するかしないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性に委ねる制度となっていること。

２　指定管理者制度は、公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を、議会の議決を経て指定するものであり、単なる価格競争による

入札とは異なるものであること。

3　指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを定期的に見直す機会を設けるため、指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとすることとされている。この期間については、法令上具体の定めはないものであり、公の施設の適切かつ安定的な運営の要請も勘案し、各地方公共団体において、施設の設置目的や実情等を踏まえて指定期間を定めること。

4　指定管理者の指定の申請にあたっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい。一方で、利用者や住民からの評価等を踏まえ同一事業者を再び指定している例もあり、各地方公共団体において施設の態様等に応じて適切に選定を行うこと。

5　指定管理者制度を活用した場合でも、住民の安全確保に十分に配慮するとともに、指定管理者との協定等には、施設の種別に応じた必要な体制に関する事項、リスク分担に関する事項、損害賠償責任保険等の加入に関する事項等の具体的事項をあらかじめ盛り込むことが望ましいこと。

6　指定管理者が労働法令を遵守することは当然であり、指定管理者の選定にあたっても、指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう、留意すること。

7　指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報が適切に保護されるよう配慮すること。

8　指定期間が複数年度にわたり、かつ、地方公共団体から指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合には、債務負担行為を設定すること。

総行行第１９８号
総行経第２８号
平成２５年１２月４日

各都道府県総務部長
(財政担当課・行政改革担当課・市区町村担当課扱い)
各指定都市総務局長
(財政担当課・行政改革担当課扱い)
各都道府県議会事務局長
各指定都市議会事務局長
殿

総務省自治行政局行政課長
総務省自治行政局行政経営支援室長
（　公　印　省　略　）

消費税率（国・地方）の引上げに伴う公の施設の使用料・利用料金等の対応について

平成２６年４月１日からの消費税率（地方消費税率を含む。）の引上げに伴う公の施設の使用料・利用料金等の対応については、消費税（地方消費税を含む。）が、消費者が最終的な負担者となることが予定されている間接税であることを踏まえ、円滑かつ適正に転嫁されるよう、下記の点に留意の上、所要の措置を講じるようお願いします。

また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村に対しても、本通知について速やかにご連絡いただき、その趣旨が周知徹底されますようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の４第１項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

１　公の施設の使用料については、消費税率引上げに伴い、消費税が円滑かつ適正に転嫁されるよう、使用料の改定に係る条例改正等の措置を講じられたいこと。

２　公の施設の管理を指定管理者に行わせ、その利用料金を指定管理者に収入として収受させている場合には、１と同様に消費税が円滑かつ適正に転嫁されるよう、指　定管理者による利用料金の改定等に係る必要な措置を講じられたいこと。

その際、利用料金について定める条例の改正等が必要なときには、地方公共団体に

おいて適切に対処されたいこと。

3　公の施設の管理を指定管理者に行わせている場合には、地方公共団体が指定管理者に支出する委託費についても、消費税率の引上げの影響額を歳出予算に適切に計上されたいこと。

なお、地方公共団体が公の施設の管理を指定管理者に行わせることは、地方公共団体が指定管理者からサービスの提供を受けてその対価を支払う関係として、消費税の課税対象と解されていることを申し添えます。

総行経第２５号
平成２９年４月２５日

各都道府県知事
各指定都市市長
各都道府県議会議長
各指定都市議会議長
殿

総務省自治行政局長

大規模地震に係る災害発生時における避難所運営を想定した
指定管理者制度の運用について（通知）

平成 28 年熊本地震における対応で課題が指摘されたものについて、今後の震災対策に活かすため、中央防災会議防災対策実行会議に「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援ワーキンググループ」が設置され、平成 28 年 12 月 20 日に「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の在り方について（報告）」がとりまとめられ、平成 29 年４月 11 日開催の第 37 回中央防災会議にて報告されたところです。

本報告においては、関係者間の連携の不足に伴う課題の一つとして、「市町村と施設管理者、指定管理者の間で避難所運営を想定した役割分担等が共有されていなかったため、避難所運営を想定していなかった指定管理者に多大な負担が生じる場合もあった」ことが指摘され、実施すべき取組として、「避難所となる施設の中には、市町村が指定管理者を指定している場合もあるが、災害時の市町村との役割分担について予め協定等で決めておくとともに、発災後も必要に応じて話合いを行うことが必要である。」とされています。

ついては、大規模地震に係る災害発生時における避難所運営を想定した指定管理者制度の運用について、下記の点に留意の上、適切な運用に努められるよう、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項に基づき助言します。

なお、貴都道府県内の市区町村に対しても、本通知について周知方よろしくお願いします。

記

１．指定管理者が管理する施設における避難所等運営の役割分担の確認

（１）指定避難所としての指定や果たすべき機能等の明確化

指定管理者が管理する施設における避難所等運営については、施設を設置する地方自治体（以下「設置団体」という。）の指定管理者制度所管部局及び施設管理担当部局が、防災担当部局等と緊密に連携し、条例、地域防災計画等において、当該施設の災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）上の指定避難所としての指定や果たすべき機能等について明確にしておく必要があること。

（２）指定避難所である場合

指定避難所である場合、避難所運営の対応マニュアルの作成、指定管理者との協定の締結等を通じ、設置団体、施設所在市町村と指定管理者の間の役割分担をあらかじめ明確にしておく必要があること。その際、指定管理者が避難所運営や、市町村による避難所運営の支援の役割を担う場合にはその旨を明確にする必要があること。

（３）指定避難所でない場合

大規模地震に係る災害の場合には、あらかじめ指定避難所として指定されていないとしても、周辺住民から見て避難に適していると判断された施設は事実上避難者が集まる場所となり、さらに事後的に指定避難所として指定されることもあり得ることに留意すること。このような事態が見込まれる施設では、避難者の受入れの可否の判断方法や、受け入れた場合の設置団体、施設所在市町村と指定管理者の役割分担をあらかじめ明確にしておく必要があること。

（４）避難所等の運営を市町村が行う場合

大規模地震に係る災害の場合には、指定避難所や事実上避難者が集まる場所（以下「避難所等」という。）の運営を市町村が行うこととしている施設であっても、指定管理者が市町村による避難所等運営の支援の役割を担うなど、通常の施設管理以外の業務を行うこともあり得ることに留意すること。

（５）避難所等の運営を指定管理者が行う場合

避難所等の運営を指定管理者が行う場合には、受け入れる避難者の数、安全管理、個人情報の取扱い等運営の基本的な方針の決定方法や、他の関係機関との連絡調整の方法等については、施設所在市町村と指定管理者の間で調整の上、定める必要があること。

また、指定管理者が避難所等運営において重要な役割を果たしている場合には、運営の基本的な方針を決定する際、施設所在市町村と指定管理者との間で十分な連絡調整が行われることが望ましいこと。

２．指定管理者が管理する施設を避難所等として利用する場合の費用負担

（１）費用負担の方針、協議の方法の明確化

指定管理者が管理する施設を避難所等として利用することによって新たに必要となる費用や施設の通常利用ができないことによる利用料金収入の補填等の追加負担、また、不要となる費用の減額等の精算について、その方針や協議の方法（協議開始時期や手続、協議対象事項等）をあらかじめ定めておく必要があること。

（２）留意事項

費用の追加負担については、指定管理者の業務の円滑な実施に支障をきたすことがないよう、留意する必要があること。特に、費用の追加負担の支出の時期については、指定管理者が本来得られるべき通常の指定管理料や利用料金等の当面の収入が得られない状況があり得ることを考慮する必要があること。

また、都道府県が設置する施設を施設所在市町村が避難所等として利用する場合には、新たに必要となる費用の負担者が不明確になることがあるため、都道府県と施設所在市町村の間で事前の調整を行う必要があること。

３．その他

１及び２については、その内容に応じ、条例、地域防災計画のほか、指定管理者との間で定める協定その他の書面において、可能な限り具体的に明記しておくことが望ましいこと。

岐阜県附属機関設置条例（平成２５年岐阜県条例第１号）

（設置）

第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定により、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるものを除くほか、県の執行機関の附属機関として、別表に掲げる附属機関を置く。

（委任）

第２条　この条例に定めるもののほか、前条の附属機関の組織及び運営に関して必要な事項は、附属機関の属する執行機関が定める。

附　則

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

別表（第１条関係）

一　知事の附属機関

名　　称	担　　任　　事　　務
略	略
岐阜県指定管理者制度等運用委員会	県の公の施設（岐阜かかみがはら航空宇宙博物館を除く。）の管理を行う指定管理者（地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の候補者の選定その他指定管理者制度の運用に関する事項及び県有施設の有効活用のための事業に関する事項についての調査審議に関する事務
略	略

二　教育委員会の附属機関　　略

岐阜県指定管理者制度等運用委員会規則（平成２５年岐阜県規則第３３号）

（趣旨）

第１条　この規則は、岐阜県附属機関設置条例（平成２５年岐阜県条例第一号）第２条の規定に基づき、岐阜県指定管理者制度等運用委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務等）

第２条　委員会は、次の事項を調査審議する。

一　県の公の施設（岐阜かかみがはら航空宇宙博物館を除く。）の管理を行う指定管理者（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の候補者の選定その他指定管理者制度の運用に関すること。

二　ネーミングライツパートナーの選定に関すること。

三　県有施設の有効活用のための事業（前号に掲げるものを除く。）の提案に関すること。

四　前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

２　委員会の委員は、知事の求めに応じ、指定管理者の募集要項（募集に関する事項を記載した書面をいう。）及び県有施設の有効活用のための事業の妥当性について意見を述べるものとする。

（組織）

第３条　委員会は、委員７人以内で組織する。

２　委員は、公共政策、経営能力判断、維持管理、施設経営、県民協働その他の審査に必要と認められる事項に関する有識者のうちから、知事が任命する。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（委員長等）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから互選する。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、委員長が招集する。

２　委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

３　委員会の議事は、出席した委員の総意をもって決する。

４　知事及び委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせることができる。

５　委員会の会議は、公開しない。

６　委員会の審議を要する事項について、緊急を要するため会議を招集する暇がないとき、又は審査、判断若しくは意見の取りまとめが容易で会議を招集する必要がないと委員長が認めるときは、委員の過半数に回議して、会議の審議に代えることができる。

（守秘義務等）

第７条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

２　委員は、調査審議に関し、第２条第１項各号に掲げる調査審議の対象となる者（以下「対象者」という。）と接触してはならない。

３　委員は、調査審議に関して対象者から接触があったときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

４　委員は、県が委員に対して行う対象者との利害関係の有無に関する調査において、当該利害関係の有無その他必要な事項を知事に報告しなければならない。

５　対象者との間に利害関係がある委員は、当該対象者に関する調査審議のための会議に出席することができない。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、総務部管財課において処理する。

（委任）

第９条　この規則に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成二十九年七月十一日規則第七十五号抄）

附　則（平成三十一年四月一日規則第三十五号）

附　則（令和三年一月十五日規則第三号）

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県指定管理者事前審査会設置要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、岐阜県指定管理者事前審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　審査会は、岐阜県指定管理者制度運用ガイドラインに定める事前審査の結果の取りまとめを行うものとする。

（組織）

第３条　審査会は、議長及び委員若干人をもって組織する。

２　議長は、総務部管財課長をもって充てる。

３　委員は、行財政改革に関する事務を所掌する課及び法務に関する事務を所掌する課の課長並びに前条の事前審査を行う公の施設を所管する部局の主管課長及び所管課長をもって充てる。

（職務）

第４条　議長は、審査会を代表し、会務を総理する。

２　議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指定する委員がその職務を代理する。

（会議）

第５条　審査会の会議は、議長が招集する。

２　審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　議長は、審査会の会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

４　緊急その他やむを得ない理由により会議を招集できないとき、又は意見の取りまとめが容易で会議を招集する必要がないと議長が認めるときは、議事を記載した書面を各委員に送付のうえ、意見を聴き、及び賛否を問うことで審査会の議決とすることができる。

（庶務）

第６条　審査会の庶務は、総務部管財課において行う。

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、議長が審査会に諮って定める。

附　則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年９月１８日から施行する。

指定管理者の指定に係る暴力団排除に関する措置要綱

（目的）

第１条　この要綱は、「岐阜県が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づき、警察本部との密接な連携のもと、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２の規定に基づく指定管理者の指定にあたり暴力団を利することとならないよう、暴力団関係者を指定管理の相手方としないための必要な措置（以下「暴排措置」という。）に関する事務手続について、必要な事項を定める。

（暴排措置の対象となる法人等）

第２条　暴排措置の対象となる法人等（以下「暴排措置対象法人等」という。）は、暴排措置に係る照会手続等に関する要綱（以下「手続要綱」という。）第３条各号に掲げる者とする。

（指定管理者募集要項等への記載）

第３条　県の公の施設を所管する課の長（以下「所管課長」という。）は、公の施設の指定管理者を募集する際には、暴排措置対象法人等を排除すること及び暴排措置対象法人等であるかどうかを警察本部に照会することを、募集要項等に記載するなどの方法により、あらかじめ周知するものとする。

２　所管課長は、指定管理者の指定に係る協定書に、当該指定管理者が暴排措置対象法人等に該当した場合には指定を取消す旨の規定を定めるものとする。

（照会手続）

第４条　所管課長は、指定管理者の指定等にあたり、指定管理者の指定申請書を提出した法人等が暴排措置対象法人等に該当するか否かについて疑義がある場合には、総務部管財課長（以下「管財課長」という。）に報告するものとする。

２　所管課長は、県議会の議決を経て指定管理者を指定した後において、当該指定管理者である法人等が暴排措置対象法人等に該当する疑いが生じたときは、管財課長に報告するものとする。

３　管財課長は、前２項に規定する報告があったときは、手続要綱第１号様式により、岐阜県警察本部刑事部組織犯罪対策課長（以下「組織犯罪対策課長」という。）に対し照会するものとする。

（回答及び通報等）

第５条　組織犯罪対策課長は、前条第３項の規定により照会を受けたときは、管財課長に対して、手続要綱第２号様式により回答するものとする。

２　組織犯罪対策課長は、指定管理者の指定までの間又は指定管理者を指定した後において、当該指定管理者である法人等が暴排措置対象法人等に該当すると認める事実を確認したときは、管財課長に対し、手続要綱第３号様式により通報するものとする。

３　管財課長は、第１項の規定による回答又は前項の規定による通報があったときは、所管課長に対し、その旨を通知するものとする。

（暴力団等の排除）

第６条　知事等（知事及び委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものをいう。）は、前条第１項の規定による回答又は同条第２項の規定による通報により、暴排措置対象法人等に該当すると認めた場合は、指定管理者を指定する前にあっては当該団体について指定を行わないこととし、指定管理者を指定した後にあっては指定の取消しその他必要な措置を講ずるものとする。

２　所管課長は、指定を行わなかったとき又は指定の取消しその他必要な措置を講じたときは管財課長に通知するものとする。

（情報管理）

第７条　所管課長、管財課長及び組織犯罪対策課長は、相互の了解なくして、この要綱に基づき取得した情報をこの要綱に定める目的以外には使用しないものとする。

（相互連携等）

第８条　所管課長、管財課長及び組織犯罪対策課長は、この要綱に基づく暴排措置に関する事務が適正かつ円滑に行われるよう、相互に協力し、連携を図るものとする。

（その他）

第９条　この要綱に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度関係課の長が協議の上、決定するものとする。

附　則

この要綱は、平成２２年５月１８日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年６月１０日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

暴排措置に係る照会手続等に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、岐阜県が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書（以下「合意書」という。）に基づき、県が暴排措置を実施するために、警察本部との間で行う照会回答等の手続に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　役員等　次に掲げる者をいう。

イ　法人にあっては、役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）

ロ　法人以外の団体にあっては、代表者、理事、その他イに掲げる者と同等の責任を有する者

ハ　個人にあっては、その者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）

（２）　法人等　　法人その他の団体をいう。

（３）　暴力団員等　暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。

（暴排措置の対象者）

第３条　合意書第３条に定める暴排措置の対象となる者は、次に掲げるものとする。

（１）　暴力団

（２）　暴力団員

（３）　役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人等

（４）　役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用している個人又は法人等

（５）　役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等を利用している個人又は法人等

（６）　役員等が暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している個人又は法人等

（７）　役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等

（８）　役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結

し、これを利用している個人又は法人等

（照会及び回答）

第４条　関係課長（暴排措置対象事務を所管する本庁の所属長をいう。以下同じ。）は、暴排措置対象事務を実施するに当たり、その相手方が前条各号に掲げる者に該当するかどうかについて照会する必要があると認める場合は、合意書第５条第１項の規定に基づき、岐阜県警察本部刑事部組織犯罪対策課長（以下「組織犯罪対策課長」という。）に対し、別記第１号様式により照会するものとする。

２　暴排措置対象事務の処理権限を地方機関の長に委任している場合における前項の照会は、関係課長が、当該委任を受けた地方機関の長の依頼を受けて行うものとする。

３　前２項の規定による照会に対する組織犯罪対策課長からの回答は、別記第２号様式によるものとする。

４　関係課長は、第２項に規定する場合において、前項の規定による回答又は次条の規定による排除要請があったときは、これらの書面の写しを添えて、当該暴排措置対象事務を処理する地方機関の長に対し、通知するものとする。

（排除要請）

第５条　合意書第６条に規定する暴排措置の実施の要請は、別記第３号様式により、関係課長に対し、行うものとする。

（暴排措置の通報）

第６条　関係課長は、暴排措置を実施したときは、合意書第５条第３項の規定に基づき、組織犯罪対策課長に対し、別記第４号様式により通報するものとする。

２　暴排措置対象事務の処理権限を地方機関の長に委任している場合における前項の通報は、当該委任を受けた地方機関の長が、関係課長を経由して行うものとする。

（雑則）

第７条　この要綱に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、総務部法務・情報公開課長及び組織犯罪対策課長がその都度協議の上決定するものとする。

附　則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

第１号様式（第４条関係）

第　　号
年　　月　　日

岐阜県警察本部刑事部
組 織 犯 罪 対 策 課 長　様

岐阜県○○部○○課長

暴力団関係者の該当性について（照会）

下記の者が、岐阜県が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書第３条に規定する暴力団関係者に該当するか否かについて、同合意書第５条第１項の規定に基づき、照会します。

記

商号又は名称			
所　在　地			
役　職　名	氏名(よみがな)	生 年 月 日	住　　所
備　　考	（暴力団関係者に該当するか否かにつき照会を必要とする理由等、特記すべき事項がある場合には、その旨を記載すること。）		

第２号様式（第４条関係）

第　　号
年　　月　　日

岐阜県○○部○○課長　様

岐阜県警察本部刑事部組織犯罪対策課長

暴力団関係者の該当性について（回答）

年　　月　　日付け　　第　　号で照会のあった件について、岐阜県が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書第５条第２項の規定に基づき、下記のとおり回答します。

記

１　商号又は名称

２　所在地

３　代表者

４　照会に係る調査結果

上記の者は、

□岐阜県が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書第３条第○号（暴排措置に係る照会手続等に関する要綱第３条第○号）に該当する。

□岐阜県が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書第３条各号のいずれにも該当しない。

５　該当することとなった根拠（調査の結果、暴力団関係者に該当する場合にのみ記載）

第３号様式（第５条関係）

第　　号
年　　月　　日

岐阜県○○部○○課長　様

岐阜県警察本部刑事部組織犯罪対策課長

暴力団関係者に対する排除要請について（通知）

下記の者について、岐阜県が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書第３条に規定する暴力団関係者に該当する事実を確認したので、同合意書第６条の規定に基づき、通知するとともに、暴排措置の実施を要請します。

記

１　商号又は名称

２　所在地

３　代表者

４　暴排措置の要請の根拠

上記の者は、岐阜県が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書第３条第○号（暴排措置に係る照会手続等に関する要綱第３条第○号）に該当する事実を確認したため。

第４号様式（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

岐阜県警察本部刑事部
組 織 犯 罪 対 策 課 長　様

岐阜県○○部○○課長

暴力団関係者に対する暴排措置の実施について（通報）

標記のことについて、下記のとおり、岐阜県が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書第４条の規定に基づき暴排措置を実施しましたので、同合意書第５条第３項の規定により通報します。

記

１　商号又は名称

２　所在地

３　代表者

４　暴排措置の内容

５　暴排措置を実施した理由

※　暴排措置の相手方に通知した通知書の写しを添付すること。